

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の日程及び資料をサイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお送りしております。

本日は、議案審査が7件、報告事項は、子ども部が1件、保健福祉部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。連日、教育長、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第49号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号について、執行機関の説明を求めます。

○窪田教育政策担当課長 まず、補正予算、神田さくら館の一部移転につきましてご説明をさせていただきます。

神田さくら館の施設の一部移転につきましては、前回、第3回定例会で賃料等についてご議決を頂いたところでございます。今回の第4回定例会では、移転に当たり必要な経費といたしまして、什器の購入や移転先の環境整備に要する経費などについて補正予算を計上させていただいております。教育委員会資料1をご覧くださいと思います。

1番、移転の範囲でございますが、移転いたしますのは教育研究所と白鳥教室、そして児童・家庭支援センターの子育て事業係でございます。

2番、移転先でございますが、さくら館から徒歩二、三分程度のPMO神田須田町、2階から4階の計3フロアになります。

今回計上しております経費の内訳が3番の表のとおりでございます。什器等の購入経費や移転先の電気料金として、需用費が2,981万2,000円、移転先のレイアウト委託やLANの整備経費等といたしまして、委託料が1億8,650万円、什器等購入経費として、備品購入費が1,441万2,000円、合計で2億3,072万4,000円となっております。

4番、今後の予定でございますが、今回、補正予算をご議決いただきましたら、年明けから移転先ビルのレイアウト作業や什器の調達に入らせていただきたいと思いますと考えております。3月下旬に引っ越しを行いまして、新年度から移転先にて業務開始をしたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○小阿瀬子育て推進課長 続きまして、私のほうから、こども医療費につきましてご説明をさせていただきます。教育委員会資料2をご覧ください。

本年度の予算におきまして、こども医療費助成の執行額が例年の予測を上回る伸びがございます。このままいってしまいますと予算の不足が見込まれますため、今定例会で補正予算を計上させていただいております。

1番、こども医療費について概要ということで若干まとめさせていただきます。ご説明をいたします。

区では、保護者の負担軽減を目的といたしまして、乳幼児、また義務教育就学児、高校生等を対象といたしまして、医療機関等の受診に際しまして、健康保険適用分の自己負担額が無料となる医療費の助成業務を行っておるところでございます。こちらのうち、乳幼児と義務教育就学児につきましては、従来から都の制度として運用してきておりまして、高校生等につきましては、平成23年度から区の制度として独自にやってきたというところでございます。ただ、この4月から、東京都全体の事業となりまして運用させていただいているという状況でございます。

このような状況になってしまった要因でございますけれども、2番のほうにまとめさせていただいております。2点見ておるところでございます。1点目、5類移行後になりますけれども、新型コロナ5類移行後、社会活動、こちらが活性化したことに伴いまして感染症が拡大したこととか、これに伴って医療費が増加したこと、これが一つ大きな要因かなというふうに見ておるところでございます。

具体的には、記載のとおりなんですけれども、療養期間やマスクの着用、これが自己判断となって、行事、旅行、こういったものが活発化したということで、コロナをはじめインフルエンザ、これが増えてきたというところでございます。これと合わせて、新型コロナ感染症の検査費用、こちらが公費負担から自己負担になったことも要因の一つかなと考えております。

2番目といたしましては、これは一方でということになるんですけど、高校生等医療、冒頭にもご説明をさせていただきましたけれども、都の制度に移行して利便性が上がったというところでございます。これは医療証の利用範囲、これが区内から都内に拡大したことによりまして、区外受診時、これは窓口での還付手続というのが不要になったこと、こういった利便性が向上したことも要因の一つかなというふうに考えておるところでございます。

補正の額でございますけれども、3番に掲載をさせていただいております。補正額といたしましては、表の真ん中でございますが、乳幼児医療費助成で2,600万円、義務教育就学児医療費助成で9,200万円、高校生等医療費助成で2,700万円を計上させていただいております。8月の医療費というのがピークでございます。こちらのピークの医療費、この後のインフルの流行なども見込みまして、若干のバッファを持たせて計上させていただいている額でございます。

歳入といたしましては、高校生等医療費助成事業補助金ということで、補正額1,300万円を計上させていただいております。高校生等医療費助成のみ都の補助事業と、この4月からなりましたため、幾分戻ってくるということがございますため、歳入を計上させていただいているというところでございます。

予算科目につきましては4番に記載のとおりとなっております。こうした状況によりまして計上させていただくものでございます。

雑駁ではございますが、ご説明は以上でございます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 私のほうから、教育委員会資料の3をご覧くださいと思います。ベビーシッター利用支援事業の利用増加への対応について、補正予算の内容等をご説明させていただきます。

ベビーシッター利用支援事業につきましては、千代田区では、令和3年12月から、都

の補助事業を活用する形で開始しておりまして、区内在住の未就学児を対象に、様々な理由でベビーシッターによる保育サービスを利用した場合の助成を行っております。

今回、令和5年度、当初予算で助成に係る予算として3,285万円を計上しておりますが、こちらが不足する見込みのため、補正予算を計上するものでございます。令和4年度、通年の実績が出まして、そちらによりまして、実人数として371人のお子さんについて補助を実施いたしました。利用された方から伺いますと、こちら、東京都が認定しました民間事業者が26ありまして、サービスや料金が異なる中から選択が可能である。また、料金設定も事業者によって異なりますが、この項番1にありますとおり、日中、また夜間22時までには2,500円、深夜・翌早朝までは3,500円というこちらの助成上限額、安価な事業者さんでありますと、費用の大部分がこちらで賄えるなど使い勝手がよいということから、ご好評を頂いております。また、周知が進んだことによりまして利用が進んだものと思います。

こういった状況におきまして、こちらの項番3のグラフをご覧いただきたいと思っております。非常に実績額が伸びている状況でございます。こちらを少しご説明させていただきます。

まず、グラフの一番左が令和3年度、開始4か月間の実績でございます。比較のため、隣に令和3年度を通年に換算した、12か月に換算した額をグラフに落としております。で、隣が令和4年度ということで、昨年度の実績でございます。こちらがトータルで4,800万円少々の補助実績となっております。その後、一番右が令和5年度、今年度の今の執行状況を踏まえた見込みでございます。まず、令和4年度の実績額4,800万円につきましては、令和3年度の通年換算のものから約176%の伸びということになっております。

続きまして、令和5年度の上半期までの実績と、あと、令和4年度の上半期までの実績、こちら、グラフの下のところに斜線部分で引いております、②としたところでございます。こちらを比較いたしますと、上半期の実績、令和4年度ですね、こちら535万2,000円でございます。で、今年度の上半期の実績は903万9,000円でございます。大体こちらの伸び率が169%ということとなっております。

こうしたことを踏まえまして、令和5年度、今年度の執行見込額、こちらの当初予算の3,285万円では足りないことが想定されまして、少なくとも1.7倍、1.8倍程度には増加することが見込まれると。ただ、それ以上に増えることも可能性があると考えておりまして、昨年度の2倍に増えても対応できるようにということで、今年度の執行見込額は9,600万円と見込んでございます。

こちら、今申し上げた内容はグラフの①②③というところに書いてございます。

9,600万円と見込んだところで、現在の当初予算額3,285万円から6,315万円が不足するという見込みになりますので、こちらの額を補正予算に計上したいというものでございます。

こちらにつきましては、令和5年度の当初予算で見込めなかったというところでございますが、令和5年度の当初予算については、令和4年度の秋から冬の時期に見込みを立てたんですけれども、こちら、グラフのほうに、上半期の実績は非常に、通年の実績のうちのごく僅かな部分というところがございます。実際は、3月に入ってからのごと非常に多くの申請を頂いております、その時期になりますとなかなか予算編成にも間に合わ

ないという状況でございます。その部分の見込みがなかなか、昨年度のこの時期にできていなかったということが原因でございます。今回、初めて通年での実績ですね、令和4年度の実績を得ることができまして、また、年度の終盤に、この申請が集中するという傾向も確認できたことから、今回は補正予算という対応になりますが、来年度の予算につきましては、こういったことがないように適切な予算編成、予算要求を計上できるように、今、やっているところでございます。

今回、6,315万円のこの補正予算を計上させていただきまして、ベビーシッター利用支援事業を利用したい方に滞りなく補助を出せるようにということで、今年度やってまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 ちょっと、それぞれ質問があるんですけど。

まず、さくら館の施設は、これは引っ越し費用なんで、これはこれでいいと思うんですけども、これ、来年度の予算にあると思うんですけど、この教室が広がると、当然、利用者数も増えるだろうと、白鳥の場合ですね。で、そのスタッフ、人員の拡充というのは、来年度考えられているのかどうか、そこだけお願いできますか。

○山本指導課長 白鳥教室の増教室に伴いまして、小学生、中学生とも通室生が増加するという見込みを立てております。それに伴いまして、ご指摘のとおり、スタッフ、指導員も多く必要というふうに認識しておりますので、現在、増やす方向で調整を図っているところでございます。

○牛尾委員 分かりました。

続いて、こども医療費なんですけれども、その要因ということで、コロナが5類に移って社会活動が活発化したということで感染症なども増えて、こういうふうになったと、まあ想定外の理由なんでしょう。で、この補正額なんですけれども、その義務教育就学児の医療費助成、また、高校生等医療費助成はそれなりにね、1.何倍、1.5倍ぐらいですか、増えてますけれど、この乳幼児について、補正の額がちょっと少ないのかなと思うんですけど、その理由は何ですか。

○小阿瀬子育て推進課長 5類に移行した後、社会活動が活発化したということは委員ご指摘のとおりでございます。年齢が上がるにつれて活動量も増えてくるというふうに我々は見えておまして、その関係で義務教育、そして高校生ということで、若干その比率が高まってきているのかなというふうに認識しておるところでございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 さくら館のほうにちょっと戻りたいんですけども、今回、一部移転をするというところで、現存のさくらキッズが入っているさくら館がありますよね。で、白鳥教室等々が抜けた後に、そこのさくらキッズのキャパが増えるのか、その移転した後の残った6階部分になるんですかね、そこのところはどのような利用の仕方になるんでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 研究所と白鳥教室が移転しました後のさくら館6階につきましては、（発言する者あり）そうですね、さくら館7階につきましては、千代田小学校のほうで活用を予定してございます。

○池田委員 そうしますと、特にさくらキッズのスペースが広がるということではないということですね。千代田小学校のほうに、学校利用として施設利用になるということでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 はい、現在の予定では、7階は、基本的には千代田小学校のほうで全て活用するという予定でございます。

○池田委員 それから、今回のこの移転先のPMOというところなんですけれども、2階から4階というところで利用されるんですが、出入りについては、動線というんですかね、その子どもたちが通えるようなところというのは、ほかの階にもきっと移動するエレベーターが何か所かあるとは思いますが、そういうところの動線はいかがなんでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 出入りの入り口ですとかエレベーターにつきましては、ほかのフロアの入居者の方と同じところを使用するというところでございます。

○池田委員 これから引っ越しをされるに当たり、その辺の安全確認も含めて、少し気をつけていただきたいなというところはあるんですけれども、今回、この白鳥教室が、そちらのほうに移転するのに、例えば今後ですけれども、そういう民間のビルですから、避難訓練ですとかを独自にやるような予定というのはしているんでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 詳細な、その具体的な避難訓練の実施の有無については、今後、確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、テナントとして、必要な対応はしっかり行っていく必要があるかと思っておりますし、白鳥教室ですとか児童・家庭支援センターですとか、区の施設として、きっちりとそういったところに対応してまいりたいと思っております。

○池田委員 はい、よろしく願いいたします。

今回は、この補正額というのは、引っ越しをする際の移転の費用なんですけれども、先ほども言ったように、出ていった後のところについてはリフォーム等をするんでしょうけれども、その辺りの費用については、今言ったように、また違う予算が出てくるのか、その辺りのほうはいかがなんでしょうか、ちょっと確認させてください。

○窪田教育政策担当課長 白鳥教室などが移転しました後の対応経費につきましては、別途調整をして、お示しさせていただくことになるかと思っております。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 さくら館について、まず教えていただきたいんですけれども、皆さん周知のことだったらすみません。この補正額の内訳を見ますと、当初予算で予想できるものが多いのかなと思うんですけれども、今なぜ補正予算でこちらが計上されてきたのかを教えてください。

○窪田教育政策担当課長 今回の移転につきましては、物件のほうを探していた中で、今年度の5月から6月にかけて、こちらの適する物件が見つかったということで、移転のほうの手続きを進めさせていただいたところでございます。ですので、賃料ですとか移転にかかる経費などを補正のほうで上げさせていただいているというところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。

次に、ベビーシッター利用支援についてお伺いしたいんですけれども、この上半期と下半期で、令和4年度から数倍にも下半期に需要があるということなんですけれども、それはどうしてなのか、理由は考えられていますでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね、上半期に既に利用されて、その都度ご

申請いただく方もいらっしゃるんですが、やはり申請の手間というんでしょうか、この夏からオンラインの申請も始めましたが、やはり書類を整えて申請いただくという手間がありますので、そこはまとめて、ご申請いただく方が多いのかなと思っております。そうしますと、どうしても年度末のほうになって申請される方が多いのかなというふうに見ております。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 私も、ベビーシッター利用支援事業について質問させていただきます。

先ほど、この対象、利用された方は371名とおっしゃいましたかね。こちらは区内の対象者の何%に当たるのかを教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 区内の対象者、未就学児の方が大体4,000人強というんでしょうか、4,000人以上いらっしゃると思うんですが、なので、そのうちの1割にも満たない、8%前後かなというふうに見ております。

○はまもり委員 あと、使い方の傾向なんですけれども、その申請している方は、先ほどまとめて申請するということがあったんですが、基本的に100%とか、複数回利用される方が100%近い形で利用しているのかどうか、あるいは一、二回利用して終わり、対象人数、あ、ごめんなさい、そうですね、その、どれぐらいの利用頻度みたいな形があれば、利用者の中での傾向を教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 令和4年度に関しましては、そうですね、大体100%使い切った方というのも、そうですね、10%以上いらっしゃるかと見ております。ただ、一桁台、10時間未満の方も2割ほどいらっしゃいまして、どっちかに偏りというのはないんですけれども、少なくとも令和3年度よりはだんだん時間数、3年度は4か月間の実績だったもので、令和4年度につきましては、実績時間数は平均して増えております。その中で、先ほど申しあげました100%使っている方も増えてきたという状況でございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

あと、広報について教えてほしいんですけれども、このベビーシッター支援事業について、広報は都のほうでもやっていると思うんですけれども、どのようにやっているのか、また、区のほうでもやっているのかを教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 東京都のほうでも、ホームページですとか、様々な子育て関係のイベント等でも周知されているというふうに聞いております。千代田区でも広報千代田、あと、区のホームページ、あと、この夏に区の独自ポータルも開設したところで、オンライン申請を開始するというところで、一定程度広報しています。あと、いわゆる紙のリーフレット、こちらは例えば公共施設に配架したり、そういったところで周知を行っております。

○はまもり委員 ありがとうございます。周知もやっていただいているということで、恐らく、知っていただければ、使い勝手がいいサービスなので増えていくのかなと。また、先ほど、今100%使っている方は10%ということがあったんですけれども、そちらも増えているということですし、そう考えると、今100%使っていない方も多くいるので、普通に考えると、やっぱり増えていくということが考えやすいのかなというふうに思いま

した。なので、よいサービスなので広報も、これからも積極的にしていただいて、増えても対応していただけるように、来年度についてはやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 私ども、はい、こちらの伸びている状況を踏まえて、千代田区のご家庭が、滞りなく利用できるように、必要な予算を計上してまいりたいと考えています。

○はまもり委員 よろしくをお願いします。

○西岡委員長 はい。

ほかに。

○白川委員 ベビーシッターについてお伺いいたします。保育園という選択肢とベビーシッターという選択肢、二つあるかなと思うんですが、保育園に入れずにベビーシッターを選ぶという、そのモチベーションというんですかね、あるいは、保育園に通わせているんだけどベビーシッターを使うと、推測で構わないんですが、それはどういう状況なのかというのを、もし分かれば教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まず、保育園のほうですけれども、こちらは就労支援ということで、共働きでありますとか、なかなかお子さんを見ることのできない状況の場合に利用される施設で、あとは、そのベビーシッターも、その保育園の代わりにということで給付されるもの、こちらの制度もございます。今回、ちょっとご説明が足らなくて申し訳ありません。こちらのベビーシッター利用支援事業の、こちらの一時預かりという制度でございまして、保育園を利用されている方でもご利用いただけますし、また、利用されていない方でも利用できるということで、子育て支援の目的から、保護者の方のご負担軽減、また、何らか社会活動の支援というところで利用されているものでございます。

なので、その保育園か、こちらのベビーシッター利用支援事業かというところは、またちょっと比較の対象は難しいんですが、ただ、もともと居宅型の保育というんでしょうか、そういったものもニーズがないわけではないと思いますが、その詳細な事情については、ちょっとこの事業の執行の中で、なかなかそこまでのニーズというのは分からないんですが、いずれにしても、今回こちらの一時預かりの利用については、先ほど申し上げたニーズというんでしょうか、子育て支援の観点、保護者の負担軽減ですとか社会活動参加への支援といった点でのニーズがあるものと承知しております。

○白川委員 ありがとうございます。

もう一つだけちょっと確認なんですけど、保育園に通わせている場合に、その同じ預かっている時間帯にベビーシッターを頼むということがあり得るのであれば、ちょっと、その重なっている部分が無駄かなというのが気になっているもので、そういったことって考慮されていますでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 通常ですと、保育園を利用されている時間は保育園に、ご利用いただくものだと思いますので、その重複は基本的にはないのかなと思います。ただ、こちらの事業につきましては、そもそも東京都の補助事業を活用していますが、特段、申請理由等を問わない形でご利用いただくというものになっているので、ちょっと、その重複の確認というのは、なかなか私どもでは難しい状況でございます。

○亀割子ども部長 すみません、答弁を補足させていただきます。

大きく分けると、保育園のほうは就労支援という形で、経常的にお預かりをして就労の支援をしているということで、このベビーシッターですとか、あと、児童館がやっている一時預かり保育というのは、もう理由を問わず、子どものちょっとしたお迎えの代わり、もしくは、お母さんがランチに行くときにでもちょっと預けられるといった、理由を問わない、時間単価で臨時的に使える保育支援事業です。その二つを併合して使う、上手に使っていただければ、大きな子育て支援になるということで、目的が違う預かり保育という位置づけでやっていますので。

で、我々区としても、一時預かり等をやっていたんですが、東京都がこういった形でまた事業展開してきたので、さらに選択肢としてこういうものを増やすと。で、使い勝手がいいので利用がとって増えてきているという状況で、保育園事業と相互に影響するものではございません。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 私もベビーシッターのところで、利用される方は、多胎児の場合は288時間できるということになっていると思いますが、今、多胎児の方の千代田区における割合というか、どのぐらいの方が利用されているかというのは、もし分かればいいんですが、教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 多胎児家庭が、すみません、実人数として千代田区内に何家庭あるかというのは、ちょっと私どものほうでは把握してないんですが、この事業の利用者の中では、令和4年度ですと、6人のお子さんの利用が多胎児家庭でありまして、はい、そちらはいずれも144時間以上利用されているという状況でございます。

○えごし委員 ありがとうございます。多胎児の方も様々増えているという話も聞いていますので、また、こういう事業はそのまましっかり続けていただきたいと思いますが、もう一つ、今後200%ほど増えるという見込みで、また、この補正も組まれていると思うんですが、例えば、このベビーシッターを供給する側の、ベビーシッターの派遣側で、何か、それが足りなくなるようなこととかというのはあるんでしょうか。例えば、その受けたいときに受けられない状況になるようなことが考えられるとかはあるんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ちょっと詳細な状況は私どももつかみ切れていないんですけども、利用者の方に聞きますと、なかなか希望どおりの時間帯にマッチングというんでしょうか、手配できないケースも、それはやはりあると聞いております。で、東京都の担当者の方にも聞きますと、やはり、なかなか地域的に供給が多いところ、そういったところはなかなか難しい地域もあると。ただ、東京都としても、研修等を行いまして、育成をいたしまして、なるべくたくさんのシッターさんを確保できるというような支援を行っているというふうに聞いております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと基本的なことでお聞きしたいんですけども、今回、白鳥教室と教育研究所が民間のビルを借りて、千代田小の子どもが増えたというのが大きな理由ですけども、民間のビルを借りて行くと。で、民間のビルを借りて行のは、麴町小もね、出張所が民間のビルを使うというふうになっていきますけれども、基本的に、やっぱり区の施設というのは区の持ち物で行うというのが一番いいと思うんですよね。そうした点では、これから民間のビルを引き続きずっと活用していくという考え方なのか、それとも、今後

使っていない区有地、区の施設、こういうのを活用していくという、その点の考え方はどうなんですかね。このままずっと民間のビルを借り続けるのがいいか、そういう、その考え方はどうなんでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 区有施設を活用すべきではないかというお話でございました。区の低未利用地の活用につきましては、方針の検討でございますとか、相当の年数をかけて方針が定まるというところもございます。また、そこから建物の設計でございますとか、工事でございますとか、かなりの年数を要することになりますので、今回につきましては、喫緊の課題を解決するというところで、区有施設ではなく民間のビルを借りて移転をしているというところでございます。今後につきましては、全庁的な区の低未利用地の活用方針を、活用を待ちまして、必要な施設など、子育てに関する施設などを開設していければというふうに思っております。

○牛尾委員 じゃあ、あくまでも今回は、まあ何年になるか分かりませんが、あくまでも臨時的な措置という考え方でよろしいということですか。

○窪田教育政策担当課長 基本的に、未来永劫、今のビルにいるというふうには考えてはございません。

○亀割子ども部長 すみません、ただいまの質問、答弁を補足させていただきます。

はっきり申し上げますと、低未利用地の活用がなかなか進まないというのは、我々も議員の皆さんも共通認識になっていると思います。庁内で、これまで数年にわたりまして、手狭な児童・家庭支援センター、さくらキッズの問題があったり、子育て広場がないという問題があったり、様々指摘はされていたんですが、場所がなければ、もうどうしようもないということで、低未利用地の活用について積極的に手を挙げてきたところなんです、なかなか使える場所がないという結論。

では、自力で少し購入を考えようと思って物件を探してみました。そういうこともしました。で、探し当てたものの、買うことがなかなか難しい。それは区役所の予算額ではなかなか競争で買えないという経緯もありまして、やむなく、たまたま近くにいい物件があったので、そこを借りると。で、借りるに当たりましては、最低でも5年から10年はこの動きが、低未利用地の活用も進まないということの判断で、少なくとも10年ぐらい使えれば、まあ有効活用ができるだろうという判断の下に、今回この予算を計上しました。

同時並行で、これ、借りながら、これを運営しながら、さらに、その低未利用地の活用等を踏まえて、最終的には総合的な児童・家庭支援センターとして、一つの施設として移転していきたいということを考えています。それまでの途中経過といえますか、それまでの間、物件を借りて事業をやっていくということでございます。

○西岡委員長 さくらキッズのほうは、今、ちょっと不足していると思われる、その保護者と職員との相談の体制というの、今後整っていくということによろしいんでしょうか。

児家セン所長。

○吉田児童・家庭支援センター所長 さくらキッズで、保護者の方とその職員の方が面談するスペースがなかなか少ないという話も聞いております。ですので、今回、その民間ビルのほうに児童・家庭支援センターの一部の職員が移るということで、その児童・家庭支援センター内のスペースを少し確保できると思いますので、そこを利用して、児童・家庭

支援センターのスペースを使って、そのさくらキッズのほうの面談ができるようなことも可能になるかと思っています。そういったことも検討していきたいと考えています。

○西岡委員長 ぜび、不足している面を補っていただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

おのでら委員。

○おのでら副委員長 ベビーシッター利用支援事業の話なんですけども、こちらの補正予算の不足見込額の計算の仕方について、ちょっと確認させてください。

令和4年度の実績額が対前年度、通年換算で約176%ということなんですけども、この通年という、換算の仕方がちょっと粗いんじゃないかなというふうな印象を受けています。で、令和3年度が12月から3月分の4か月で900万円ということなので、これを例えば下半期ベースに変えると1,300万円ぐらいになると思うんですが、下半期だけで計算するとどうなるかというのをちょっとやってみたんですけども、そうすると、令和4年度は上半期は500万円で、下半期4,300万円ということで、大体3倍以上の伸びがあるというふうにも見られると思うんですね。そういうふうに変算すると、令和5年度の下半期は1億2,000万円を超えてしまうので、そうすると、この補正予算の不足見込額というのは、ちょっと足りなくなるんじゃないかなというような計算になってしまいます。

で、何が言いたいかというと、ちょっと、なかなかその計算というのは難しいと思うんですね、下半期のほうでどどっと申請が来るということで。ですので、もうちょっと、その、例えばベビーシッター業界の売上げがどういうふうに変動しているのか、どのぐらい増えているのかですとか、あとは他区の事例とか、そういったところをしっかりと調査されて、この本当に今回の6,300万円の補正で足りるのかどうかというのを検証されたほうがいいと思うんですけども、ちょっと今後の課題としていかがでしょうか。

○西岡委員長 全庁的な不用額が多い中、見積りが甘いというご指摘だと思うんですけど、どうですか。

児家セン所長。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの、すみません、見積額、見積りの方法については申し上げたとおりで、財政部門とも協議を重ねて設定しております。そうですね、確かにベビーシッター事業者さんですね、こちらの分析ができればいいんですが、なかなか情報のソースといいましょうか、東京都の所管事業となっておりますので、ちょっと我々もその、じゃあシッターさんが何人いて、どのぐらい増えているのかとか、そういったところの状況がなかなかつかみづらいところもあります。あと、実際に、じゃあどのぐらい、利用希望しても、なかなか見つからない状況というのがあるのだろうかというのも、なかなか、ちょっと把握が難しい面もございます。なので、ちょっと今回は、こういったような実績を踏まえての、そうですね、トレンドを踏まえての見込みということで、庁内での協議の上でやらせていただいております。万が一、この9,600万円でも足りないようなことになった場合には、また、要は、予算がないので補助できませんということが起きないように、予算の流用という対応になるかと思いますが、そういったことは、最終的には行った上で、きちっと補助できるようにはしていきたいと考えております。

○西岡委員長 よろしい……。

富山委員。

○富山委員 ベビーシッターについて質問なんですけど、先ほどの白川委員の質問に関連なんですけど、先ほど、子ども部長がおっしゃったように、保育園というのは就労支援という枠組みでありまして、やっぱり土日やっていない保育園だったり、就労時間に見合った時間に終了してしまう保育園だったりがあり、このような10時以降もベビーシッターを派遣して下さるといのは大変ありがたいことなんですけれども、例えば、医療的ケアの必要ない障害をお持ちのお子さんだったりとか、難病のお子さんに対する支援は可能なのでしょうか。お願いします、教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 障害をお持ちのお子さんについても、対応されるという事業者さんもあるというふうに聞いております。私もホームページ等で見ましたが、そういったサービスはございました。で、難病の場合はどうかという、その医療的な部分については、ちょっとそこまで確認はできなかったんですが、いろいろ、事業者さんによってもサービスは多様化しておりますので、そういった事業者さんも、ここの事業に参入しております。なので、今後もそういった事業者さんは増えていくと思いますし、ご利用いただくことは可能でございます。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。

池田委員。

○池田委員 確認をさせてください。前回の11月13日の説明のときに、このPMOのビル2階、3階という説明だったんですけど、今回この移転先が2階から4階になっているんですけども、これはどのような、変わっているのか、ちょっと確認をさせてください。

○窪田教育政策担当課長 研究所と白鳥教室が2階と3階に入りまして、4階のほうに児童・家庭支援センターが入るといところでございます。

○池田委員 そうすると、これは、賃料については、今回の補正の中には含まれていないということよろしいでしょうか。4階部分で、今まで2・3だったのが、今度4階は児家センのところといところで、賃料についての確認をさせてください。

○窪田教育政策担当課長 3定でご議決いただきました賃料につきましては、2階、3階、4階分の3フロア分の賃料を計上させていただいております。

○池田委員 それから、この補正額の中の内訳で備品購入費について、これは全部新規で白鳥教室用に購入するものなのでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 備品購入費につきましては、研究所、白鳥教室、児童・家庭支援センター、それぞれの必要な什器等を購入する経費となっております。

○池田委員 引っ越しをする前、さくら館にあったものについてはどの程度移動するのか、確認をさせてください。

○窪田教育政策担当課長 現在、さくら館で使用しております什器等につきましては、転用可能なキャビネット等につきましては、一部引っ越しで持っていく予定でございます。

○亀割子ども部長 すみません、混乱させてしまって申し訳ございません。3定の補正予算で上げたのが、PMOでさくら館の移転と、そのPMOビルに3フロア借りる予算を計上させていただいております。併せて、白鳥教室だけは明確に、このような機能に拡充をし

て使っていくということでしたので、白鳥教室の説明をする際は2フロアの説明をしていると思うんです。ただ、我々、3定補正で上げた賃料というのは3フロア、白鳥2フロアと、あとは児家センの一部が移転するという部分の経費を3定補正で上げました。

それに伴いまして、今回の4定で上げた補正につきましては、借りたところに対しての改修と移転経費になります。ですので、使えるものは持っていく移転経費と、初度調弁でそろえるものと合わせた形の予算、それからネットワークを敷設する経費ということの計上になっております。

○西岡委員長 よろしいですか。はい、活発なご質疑ありがとうございます。

以上で質疑を終了いたしますが、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 討論は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第49号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号、こちらに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第49号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第49号の審査を終了いたします。

次に、議案第65号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号について、執行機関の説明を求めます。

○大松生活支援課長 それでは、一般会計補正予算第4号の内容であります事業について、お手元の保健福祉部資料1に基づきご説明いたします。

まず、冒頭でございますように、事業名は、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）支給事業でございます。

そして、項番1の事業の概要でございますが、電力・ガス・食料品等の価格高騰について、特に、家計への影響が大きい低所得世帯を支援する観点から、今年7月から10月にかけて、住民税非課税世帯等に1世帯3万円を支給したところでございますが、この価格高騰の影響が継続していることを踏まえ、このたび、追加して7万円を給付するものでございまして、速やかな給付を行うため、必要な予算措置をお願いするものでございます。

次に、項番2、事業の内容でございますが、表をご覧ください。今回の対象は、前回3万円給付を行った世帯ということで、同じく、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯を対象としております。

表に行きまして、説明が重複いたしますが、対象世帯は、まず（1）の住民税非課税世帯でございます。表をそのまま横に行きまして、給付額は7万円、さらに、表をそのまま横に行きまして、世帯数は4,200世帯を見込んでおります。

次に、表の下段に行きまして、（2）の対象世帯の住民税均等割のみ課税世帯でございますが、横に行きまして、給付額は同様に7万円、対象世帯は700世帯を見込んでおります。合計4,900世帯でございます。

項番3の給付方法につきまして、段落を3段に切らせていただいておりますが、上から順に、（1）の通知型、前回3万円を支給した世帯は、その口座情報を把握しておりますので、原則、前回と同じ口座に振込をいたします。対象者は、異議のない限り、何も返送の必要はございません。（2）プッシュ型、前回の情報を把握していない世帯には、区から案内書、確認書を送付して口座等を記入していただき、その確認書の返送があり次第、順次希望の口座に振り込む、いわゆる申請不要のプッシュ型給付をいたします。（3）、最後に申請型でございますが、今年1月2日以降の転入者などは、本区で税情報のデータがございませんので、住民税の課税、非課税などは確認できません。よって、これらの方につきましては、ご自身の申請書による給付となります。

項番4の事業費でございますが、今回の給付金等の事業費、これは合計で3億5,325万5,000円を計上させていただきました。内訳は、給付金本体部分が1世帯7万円掛ける4,900世帯で3億4,300万円、そして、事務費が1,025万5,000円でございます。この事務費部分の内容といたしましては、この事業のためのコールセンター運営や郵便料金や振込手数料などでございます。

なお、この事業に関しましては10分の10が国庫補助事業でございますので、歳入につきまして、同額の歳入を計上いたします。

恐れ入りますが裏面にお移りいただきまして、最後、項番5に参りまして、これは予定でございますが、スケジュール表をご覧ください。事業の内容をお認めいただけましたら、迅速な支給をいたしたいと存じますので、12月に入りましたら対象者のデータを抽出し、12月20日号には、広報千代田及びホームページで区民の皆様様に周知し、年明けには、対象者に通知書や確認書を送付いたしたく存じます。この確認書の最終の返送期限は、おおむね3か月後の3月31日を提出期限といたしております。

簡単ではございますが、以上が資料の説明でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 この制度自体に、特に何も無いんですね。低所得世帯は、今、インフレで生活が困っているので、数万円単位でもお金があることで、次につなげるというこの制度は全く異存ないんですが、ちょっとびっくりしたのが、その低所得世帯に当たる千代田区の世帯数が4,900もあるというのが、ちょっと驚いてしまいました。まだ、議員になりたてなので、その辺、熟知していないので申し訳ないんですが、3万9,000世帯のうちの、4,900も千代田区にあるという、これはどういうことなんでしょうか。要するに、ちょっと多過ぎないかなという感じがするので、こういった理由があるのかなというのが、もし分かれば教えてください。

○大松生活支援課長 今のご指摘でございますが、大体今まで、住民税非課税世帯、低所得世帯に給付、10万円、5万円など給付してまいりまして、おおむね4,000世帯ほど実際に給付しております。その今のご指摘の理由なんです、確かに、一部、例えばマンションとか家とか資産を持っていても、年金生活に入って非課税世帯になった方がかなりおられると思います。そのような理由かと考えます。

○白川委員 分かりました。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 今回の給付について、迅速に行っていただけるようにやっていただい

ると思うんですが、やっぱり年内に頂きたいという方もかなり多いんですよね。でも年内には、やっぱり厳しいという形でしょうか。

○大松生活支援課長 今のご指摘のとおり年内とか、なるべく早く給付というのが一番とは存じますが、この資料にございますように、支給の基準日は12月1日にいたしました。これは、ちょっと周辺区とも足並みをそろえた形でございます。そうしますと、裏面のスケジュールにございますように、その対象者を抽出する、それは転入・転出者が落ち着くのを踏まえて抽出するというのが、どうしても12月上旬から中旬にかけて行わざるを得ないところでございます。その後で、実際に封入作業と事務的な作業のほうを考えると、どうしても、その通知自体を1月上旬にせざるを得ないところでございまして、それはちょっと物理的な事情もございまして、年内の給付というのは、このスケジュールのとおり難しいことになってございます。

○えごし委員 ありがとうございます。その中で迅速に進めていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、スケジュールのところ、1月上旬に、通知型の方には口座へ振込と書かれていると。プッシュ型世帯には、ここで確認書を送付となっているんですが、この送付自体は、年内に行うことというのは難しいのでしょうか。というか、プッシュ型の世帯も大体分かっているというふうに思うんですけども、ここはいかがでしょうか。

○大松生活支援課長 重ねてのご指摘で恐縮ではございますが、その封入作業とか、抽出の上の封入作業などを入れますと、どうしても年内の送付はちょっと難しいというところが実情でございます。

○えごし委員 承知しました。ありがとうございます。

で、前回6月じゃなくて4月。前は9月か。すみません、ちょっと前回は何月かを忘れてしまったんですが、前回、3万円の給付をしていただきました。基本的にはその世帯、同じ世帯を対象にという方法になったと思うんですけども、この推奨事業メニューの給付が、たしか前回900万世帯想定となっていたと思うんですが、これ700万、あ、700世帯か、900世帯だ、900世帯になっていたと思うんですが、今回700世帯になっているという理由はあるのでしょうか。

○大松生活支援課長 ご指摘のとおり、200ほどちょっと減らしておりますが、これは後のご報告事項ともちょっと関わりますが、実績に合わせて減らしたという、想定のほうを減らしたということでございます。

○えごし委員 はい、承知しました。

で、プッシュ型について、昨日に、経済再生担当相のほうから、これはニュースでも出ていましたけれども、この低所得世帯への7万円の給付について、オンラインを活用した申請、ファストパス制度というのを導入するという表明がありました。QRコードとかをスマートフォンで読み込んで、オンラインで申し込めるようなという形ですが、これについては、千代田区はいかがでしょうか、どうでしょうか。

○大松生活支援課長 ファストパス制度につきましては、今現在のところ、ちょっと対応する予定はございません。

あと、もう一つは、対象者の、前回までの半分以上は高齢者世帯ということでございまして、それも含めまして、通知によるご案内、支給で対応させていただきたいと存じます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回、7万円を支給されるということですね、それで、一つは、これは後からの報告にも関わりますけれども、3万円のときの支給率というのが、非課税世帯で8割、均等割でも8割、生活保護はほぼ100近い数ですけれども、やっぱり通知型のほうはこっちから振り込むわけですから、通知するわけですから、もうおおむね振り込まれると思うんですよ。問題は、そのプッシュ型、申請型、こうした方々が、郵便物が届いたけれども気づかずに出さなかったとか、あとは、出すのが遅れちゃったとか、こういったことで支給率というのは下がってくるんじゃないかなと思うんですけれども、こういうのを、今回対策というのはどのように考えているんですか。

○大松生活支援課長 今回は、今までどおりでございますが、封筒のほうの外側に給付金ということをはっきり載せておりまして、なるべく、その受け取った、郵便ポストに入ったときにも目立つような工夫をしております。あともう一つ、郵便によって戻りがあった場合は、こちらのほうで住所を確認して、転出先のほうに郵送するという工夫もちょっといたしております。

○牛尾委員 もちろん、そうですね、郵便物を出すようにしていくということは、ちょっと大事なことだと思います。今一つ大事なものは、やっぱりこういうのがありますよと、活用してくださいねという声かけがいかに行われるかだと思うんですよ。

例えば、なかなか、町会にご苦勞をかけますけれども、町会の方々から、こういうのがあるから、対象の高齢者の方とかにご案内を差し上げるとか、チラシでもいいですよ、そういうのを配るとか、そういったことも含めて、本当に必要な方に必要な給付金が届くという対策をね、万全に整えて頂きたいんですけれども、そこはいかがですか。

○大松生活支援課長 町会向けの周知につきましては、一応全出張所へのチラシ配布というのは行っておりまして、このチラシの在り方につきましては、今のご指摘を踏まえて、ちょっと今後検討していきたいと存じます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 そうでしたら、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい、討論は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第65号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第65号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第65号の審査を終了いたします。

次に、議案第55号、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、執行機関の説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料2、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

初めに、改正理由について説明いたします。

プールの安全管理は規制する法律がなく、千代田区プールの安全管理に関する条例で規制しておるところです。生活衛生関係営業に関する衛生上の規制を目的で定められた条例でございます。本年6月14日に公布されました生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律、以下「一部改正法」と呼びます、の制定趣旨を踏まえまして、プール経営の譲渡による経営者の地位の承継をできるようにするほか、規定を整備するために改正を行うものでございます。

次に、2、条例改正の内容について説明いたします。

一部改正法により、生活衛生関係営業に関する法令に事業譲渡による地位承継が新たに規定されました。従来は、事業譲渡により、許可経営者が代わった場合は新規に営業許可を取得する必要がありましたが、一部改正法の公布により、譲渡されたことが契約書類などで証明でき、譲渡される許可施設に変更がない場合は、承継届の提出をもって、許可経営者の承継がなされることと定められました。また、新規に営業許可を取得する際は申請手数料が必要となりますが、承継届の場合は手数料を徴収しておりませんので、その分、事業者の負担も軽減されることとなります。

具体的に改正する箇所について説明いたします。別紙に新旧対照表をつけておりますので、3ページ目をご覧ください。

3ページ目の、第3条の2、第1項のところでもって許可経営者の地位の承継について定めております。この条文に、譲渡に関する規定を追加する改正を行います。改正箇所は、黄色に着色した部分でございます。

資料2にお戻りください。

次に、3、施行期日について説明いたします。一部改正法の施行の日、又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

なお、一部改正法の施行の日は、令和5年11月15日付政令で、令和5年12月13日と定められております。

次に、経過措置について説明いたします。この条例による改正後の千代田区プールの安全管理に関する条例の規定は、この条例の施行日の前にプール経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用いたしません。同条例の施行期日前に譲渡が行われた場合は、承継届ではなく、新規に営業許可を取得する必要がある旨を定めたものでございます。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、この条例が適用されるような施設、区内にはありますか。

○市川生活衛生課長 まず、プールにつきましては、許可プールと届出プールと2種類ございまして、許可を取っているプールというのが、例えばスイミングクラブのプールですとかスポーツジムの中にあるプールなどが該当します。で、届出のプールというのは、例えば、学校に併設されましたプールなどが該当します。今回、譲渡が適用されるのは許可

を取るプールということになります。

○西岡委員長 だから、あるのかないのか、対象になるのか、ならないのか、聞いているんでしょね。

生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 で、数でございますが、まず、許可プールは区内に24施設ございまして、民間が17件で区営が7件でございます。

○牛尾委員 区営は7件か。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 区営7件というのは、どういったところ、その許可制のプールで区営7件というのは。

○西岡委員長 学校が入る。

○牛尾委員 学校は当然でしょう。

○西岡委員長 生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 区営のプールにつきましては、学校でもって地域にプールを開放している場合は許可が必要になりますので、そういったプールでございます。

○牛尾委員 あ、そういうことか。はい、分かりました。はい、理解しました。

それで、先ほど、これまでは、その譲渡された場合は、新規に営業許可を取らなければいけないと言いましたよね。今回、それが承継できるからなくなりますよと話がありました。例えば、その新規に営業許可を取る場合、もちろん、その手数料がかかるんでしょけれども、それ以外に、安全性とか、そういったチェックというのは、新規のときはされるんですよ。それはいかがですか。

○市川生活衛生課長 まず、新規のときは、当然、安全管理についても、必ず施設を確認した上で、経営者に対して、どのような方針でもってプールを運営していくかということの聞き取り調査を行いまして、きちんと安全管理についても、指針や何かを定めていることを確認しております。

○牛尾委員 ですよ。で、今回は、例えば譲渡されるとなると、そういった手続がなくなるわけですか。例えば、新しい経営者の方に譲渡しますよと、新しい経営者の方は、そのまま引き継ぐわけでしょう。だから、こういった安全面とか衛生面とかの審査というのはどうなんですか。

○市川生活衛生課長 譲渡につきましても、当然、譲渡の届出がなされた際に、今までの経営をしていた方と同じような安全管理をしているかどうかということとは、まず口頭で、口頭あるいは文書でもって確認はしてまいりたいと考えております。また、プールにつきましては、必ず、全ての施設に年1回の立入調査というのをやっておりますので、その際にも、きちんと安全管理がなされているかどうかということは確認しておりますので、それは譲渡の場合でも同じように引き続き確認をしていくことにはなると思います。

○牛尾委員 そうしましたら、新規と同じように、譲渡の場合でも、その安全性というのは担保できるということによろしいんですね。

○市川生活衛生課長 はい、そのように考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了いたします。
討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第55号、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第55号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第55号の審査を終了いたします。

次に、議案第56号、千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料3に基づきまして説明させていただきます。

初めに、改正理由について説明いたします。生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法などの一部を改正する法律——以下、「一部改正法」といいます——の公布に伴いまして、興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継を受けた場合の手続を規定しますとともに、条例中に引用します関係法律の条項番号を改めるために、改正を行うものでございます。

次に、条例の改正内容について説明をいたします。初めに、興行場法の事業譲渡による事業承継の手続整備に関連した改正事項について説明いたします。別紙1、千代田区興行場法施行条例新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

黄色に着色された部分が、改定する箇所でございます。一部改正法により、改正後の興行場法第2条の2第1項に、事業譲渡による地位の承継が新たに規定されました。これに伴い、営業の許可などについて定めている千代田区興行場法施行条例第3条第3項中の「相続又は」を「譲渡又は相続若しくは」に改めるものでございます。

次に、（2）旅館業法における宿泊拒否の制限に関連した改正について説明いたします。別紙の2、千代田区旅館業法施行条例新旧対照表の2ページ目をご覧ください。

宿泊を拒むことができる事由について定めた第6条をご覧ください。黄色に着色された部分が、改正する箇所でございます。改正後の旅館業法は、新たに宿泊を拒むことができる要件として、「宿泊しようとする者が、営業者に対しその実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき」との内容が、旅館業法の第5条第1項第3号に新設されました。これに伴いまして、改正前の同法第5条第3号「宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。」との部分が、同法第5条第1項第4号となったことから、千代田区旅館業法施行条例第6条中の「法第5条第

3号」を、「法第5条第1項第4号」に改めるものでございます。

次に、施行期日について説明いたします。一部改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

なお、一部改正法の施行の日は、令和5年11月15日付政令で、令和5年12月13日と定められております。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は、省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第56号、千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第56号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第56号の審査を終了いたします。

次に、議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○辰島保険年金課長 議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、保健福祉部資料4に基づき、説明をいたします。

改正の目的でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、出産被保険者の保険料の減額を行うものでございます。

改正の内容でございます。出産被保険者の所得割及び均等割保険料について、出産前後の4か月、多胎妊娠の場合は6か月分の保険料を減額するものでございます。均等割の軽減がされている場合は、軽減後の保険料より減額をいたします。

施行期日でございますが、令和6年1月1日から。

なお、改正後の規定は、令和5年度分の保険料のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の保険料について適用となります。

新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 今回、こういった保険料減額ということで負担が軽減されるんですけども、参考に、ほかの保険制度に加入している出産の被保険者の方々も保険料が減額されるかどうかというのはわかりますか。

○辰島保険年金課長 ちょっと、こちらで持ち合わせてはおりませんので分かりかねるんですが、何らか、（発言する者あり）社保、各保険のほうでやられていけばというふうに考えます。（発言する者あり）

○西岡委員長 今回の答弁でも、採決のご判断に影響がなければ、よろしいですか。

○牛尾委員 それは全然大丈夫。

○西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第57号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第57号の審査を終了いたします。

次に、議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料4に基づき、説明をさせていただきます。それでは、資料をご覧ください。

まず、項番の1、趣旨ですが、東京都パートナーシップ宣誓制度の実施、またはこれに類する制度により証明を受けた職員のパートナーを配偶者と同様に位置づける。職員の婚姻を要件とする休暇、給与等の制度の適用対象に含めるものでございます。参考までに、四角囲みの中に、東京都パートナーシップ制度について記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、項番の2、改正内容ですが、改正する条例は2本となります。まず、1、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例では、深夜勤務や超過勤務の制限、早出遅出勤務、介護休暇等に係る内容が改正されるものとなります。

また、2、幼稚園教育職員の給与に関する条例では、扶養手当等に係る内容が改正となります。

項番の3、新旧対照表ですけれども、別紙のとおりとなりますので、ご確認いただけれ

ばと思います。

項番の4、施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 方向性としては賛成なんですけれども、確認させてください。この幼稚園教諭であったり、幼稚園の経営者の方に対するパートナーシップの考え方の理解の促進、研修など、そういったLGBTQのことも含めて、そういった研修の状況など、いかがでしょうか。

○山本指導課長 ご質問いただきました研修等の実施につきましては、本パートナーシップ制度だけではなくてLGBTQも含め、人権教育の一環といたしまして、年間何回か予定しております人権教育研修会の中で、必ず取り扱うものとしてございます。

○はまもり委員 対応していただいているということなので大丈夫と思いますが、昨日の一般質問にもありましたが、アウトティングといったところもありますので、この制度がきちんと使ってもらえるように、また使った後に問題が起こらないように、十分対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本指導課長 東京都の制度も含め、しっかりと各園に周知してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 私も、この改正自体には賛成なんですけれども、1点だけお伺いしたいのが、事業者がこういった、例えば申請された方と事業者の間で何かそごがあった場合に、役所に相談する場所などの記載などをしていただきたいと思いますが、そのようなコールセンターなどの用意は予定されていますでしょうか。

○山本指導課長 現時点でそういったところの予定はございませんけれども、そういったご相談があった場合には、しっかりと対応できるようにしてまいりたいと思います。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第58号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第58号の審査を終了いたします。

次に、議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、私からは、議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料5に基づき、説明をさせていただきます。

それでは、まず資料5-1をご覧ください。項番の1、改正理由ですが、不登校の児童・生徒の社会的自立に向けた支援を充実させるため、千代田区立教育研究所を移転し、また、この移転に伴いまして位置を変更するものとなります。

項番の2、新旧対照表ですが、現行の東京都千代田区神田司町二丁目16番地から、改正後は、東京都千代田区神田須田町一丁目4番地4に変更、移転するものとなります。

項番の3、施行期日ですが、教育委員会で定める日としております。

続いて、資料5-2といたしまして、移転先である図面を用意しております。資料5-2の上部、2階部分が、主に研修室と教科書センター、下段、3階部分が小中学生用の白鳥教室ですね。それから、個別勉強室、フリースペース、ミーティングルーム、職員の事務室等になってございます。

それから、資料5-3といたしまして、児童・生徒数の推移等をお示しさせていただいております。

まず1、児童・生徒の推移につきましては、令和元年度から右肩上がりに上昇しているのが、数値から分かるかと思えます。

2、職員等の推移につきましては、令和元年度から合計3名で対応させていただいておりますけれども、会計年度任用職員と有償ボランティアの配分を変更して、令和4年度からは、会計年度任用職員の人数割合を増やしてございます。

3、職員の報酬等につきましては、資料下段に記載のとおりでございます。

なお、今回の条例改正に伴うところではございませんけれども、白鳥教室の名称について、移転に伴い、現在の通室生の意見も参考にしながら、白鳥教室という名称を変更することも検討していることを、併せてご報告させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 今の名称変更については、お子さんたちの意見も聴取するというところでよろしかったですね。はい。

それでは、説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思えます。

○牛尾委員 こういう資料をつけられると質問したくなるんですけども、職員の推移で、会計年度を増やしましたと。有償ボランティアを、要するに変えたと。立場をね。でも、有償ボランティアの方が会計年度職員になったということですか。それとも、有償ボランティアの方は減って、その分、会計年度を増やしたということなんですか。

○山本指導課長 令和4年度の変更につきましては、新たに会計年度任用職員を1名増加いたしましたして、ご事情によりまして有償ボランティアの方が1名お辞めになったというような形になります。

○牛尾委員 で、数字を見てのとおり、右肩上がりに利用者が増えているわけですね。ただ、体制は3人で変わらないということですけども、この有償ボランティアの方が事情によって、学生さんだったかな、やめられたってことなんですけども、このボランティアの方を増やしていく手だてというのは考えていますか。

○山本指導課長 会計年度任用職員の方は、基本的には週4日間、ご勤務いただいております。有償ボランティアの方は、週1日の勤務というような形態を基本的にとってございます。児童・生徒数の増加に伴いまして、また個別に対応を要するお子さんも増加しておる状況を踏まえ、職員の勤務日数を増やしたいというところから、会計年度任用職員の人数を増加しているというところでございます。

先ほどもお話ありましたことにつきましても、職員の令和6年度以降増加というところで、現在調整をしているところでございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第59号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第59号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

○堀米教育長 ありがとうございました。

午前 11時54分休憩

午後 1時13分再開

○西岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

日程2、報告事項に入ります。子ども部、（1）令和6年度入学 中学校学校選択結果報告について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、令和6年度入学 中学校学校選択結果につきまして、教育委員会資料6に基づき、ご報告いたします。

項番1をご覧ください。令和6年度中学校に入学予定の区民561名に申請書をお送りした結果、麴町中学校は230名、神田一橋中学校は220名の選択の回答がございました。昨年度は、麴町中学校311名、神田一橋中学校176名であったため、今回2校の選択者数は均衡する結果となっております。また、昨年度の最終的な入学者につきましては、表の一番右側の人数となっております。

次に、項番2、申請書の発送時に調査をした学校選択に当たってのアンケート結果をご覧ください。選択理由として、麴町中学校は、「自宅から近い」、「教育活動の特色が合う」、「その他」の順番となっており、神田一橋中学校は、「自宅から近い」、「教育活動の特色が合う」が同数で、次に「その他」の順番となっております。

こちらの結果につきましては、それぞれの中学校について、令和5年度入学も参考に記載させていただきます。

今回の選択結果やアンケート結果を各中学校と情報共有し、今後の学校運営や魅力ある学校づくりに生かしてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けます。

○白川委員 アンケートについてお伺いいたします。私、ちょっと知らなかったんですが、麴町中学校というのは、非常に先進的な教育を前の校長さんがやっておられて人気を集めていたというふうにお伺いします。で、現在は、言わば普通の教育に戻ったというふうに聞いておりますが、この認識は正しいでしょうか。

○山本指導課長 元校長先生が、様々な学校の改革をされたということは、今ご指摘いただいたとおりでございます。ただ、普通の学校にというよりは、それぞれの特色、これにつきましては、神田一橋中学校も麴町中学校も、これまでもこれからも特色を生かした教育活動、そこについては我々としても予算措置をして推進していくというようなところでございます。

○白川委員 アンケート結果で、前の校長先生の方針と今の校長先生の方針で変わった部分というのはありますでしょうか。

○大塚学務課長 聞き方なんですけども、特に、元校長先生、現在の校長先生の教育方針、教育目標等について云々というような回答になるようなアンケートとはなってございませんので、ご理解ください。

○西岡委員長 大丈夫ですか。はい。

池田委員。

○池田委員 2番の学校選択アンケート結果の中の、この「自宅から近い」という項目なんです。これ、区立中学が麴町と神田一橋になってから、オール千代田で考えますと、区立に通われる家庭については、どの程度これ、自宅から近いという範囲を示しているのか。もともと、もう学区域制度をなくして自由に選択をしていると思いますから、結果、令和5年度の場合は、両方とも過半数に達していないということは、それぞれが遠方のほうに通っているように見受けられるんですけども、この自宅から近いというのは、どの程度のことをイメージしているのでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご質問ですが、明確な距離がどれぐらいといったものはございません。ただ、千代田区内の場合、端から端まででも徒歩で通おうと思えば通えない距離ではないとは認識しておりますが、やはり徒歩で、そんなに時間をかけずに通える範囲の距離というふうに認識しております。

○池田委員 神田地区でも、神田一橋に通おうが麴町に通おうが、電車を使わなければ通えないという地域もありますから、このアンケートがそれをどう意味するのか、ちょっとよく分からないんですけども、少なくとも8校、小学校がある中で、麴町エリア、神田エリアとそれぞれあると思いますから、できれば自分の近い学校に、区立中学に進学するんであれば通わせてあげたいというのも、気持ちからするとそうさせてあげたいんですけども、これについては、まだ選択制が続く以上、なかなか難しいのかなと思うんですけども、うん、これについては、教育委員会のほうではどのように受け止めているんでしょうか。

か。

○大塚学務課長 やはり、今、池田委員がおっしゃったとおり、それぞれ小学校には学区があつて指定校があると。その中で子ども自身や保護者が、やはり住み慣れて通い慣れた小学校からの地域により近い学校に行きたい、そういう気持ちも尊重すべきでありますし、逆に、それぞれの中学校の特色ある教育や教育目標、そういったものに共鳴して、ぜひ、こちらの中学校に行きたいという選択肢がある。いずれも大切にしなければいけないことだと認識しております。

○池田委員 この2校につきましては、区立中学ということで、人数的には、申請書発送者数が560名ということなんですけれども、この今回、調査をして、おおよそ比例、ほとんど同じぐらいの今回は人数で、今のところ結果が出ていますけれども、この中で、九段中等のほうに入学をされる割合というか、今後そういうことが、昨年度の資料でもいいんですけれども、どの程度そちらのほうに進学したか、もし分かるようでしたら、ご説明いただきたいんですけれども。

○大塚学務課長 九段中等につきましては、いわゆる区分Aで受験していただく方、定員が80名となっております。それで、ちょっと詳細まで分析はしておりませんが、この昨年度の結果を見ますと、麴町中学校を選択して最終的に入学したのが、約40%でございます。神田一橋中学校は、選択した方に対して、最終的に入学した方が約61%となっております。ですから、その差というか、その人数の差につきましては、私立、国立、ほかの公立等の学校に進学されたものと認識しております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 この間もご答弁いただきましたけれども、幾つか数字のところから確認させてください。

まず、就学意思なしと未回答者数。未回答者数、今回アップデートされて大幅に減ったといったところがあると思いますけれども、昨年度と比べて、何%から12.7%と7.1%になったのか、まず、この割合を教えてください。

○大塚学務課長 まず、未回答者数でございますが、昨年度です——あ、10月時点と…

○はまもり委員 はい。

○大塚学務課長 最終的でいいですか。

○はまもり委員 最終的で大丈夫です。

○大塚学務課長 はい。今年、未回答数が、ここに7.1%と書いてございます。昨年が3.4%、19名でございました。

○はまもり委員 あと、就学意思なしと、お願いします。

○大塚学務課長 就学意思なしにつきましては、昨年度は61名の11%のところ、今回、今年度が71名の12.7%となっております。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。10月に比べると、かなり未回答者数が減ったなというところなんですけど、この未回答者数が増えている要因って、何か分かりますか。聞いていますか。

○大塚学務課長 昨年度に比べて今年度が若干多いんですけれども、ただ、これ、まだ未回答者の方、一旦集計してからも来ております。で、現在、またさらに10名、回答者が

増えて、あと残りが30名となっております。

で、これ、至急、未回答者の方には申請書を出していただくように促しておりますが、年末まで提出者が出るということは、今年も引き続き同じ傾向でございます。

○はまもり委員 では、前回に関しても年末のところまで見ての数字だったということですよ。なので、分かりました。

あともう一つが、麴町中学校のところですね。全体の割合で言うと、前回は6割強だったところが5割、全体の対象者の5割ぐらいに減っているという。こちら減った理由とあって、何か分析していますか。

○大塚学務課長 詳細な分析までは、まだしておりませんが、ただ、令和2年度からです。一時、麴町中学に学校選択が集中して、かなり偏ったバランスとなったことがございましたが、ここ令和4年度、5年度入学から、その選択者数のバランスが戻ってまいりました。そういったことが続いておりまして、今年は、さらにバランスが均衡してきたと、選択者数のですね。

それは、一つには、それぞれの学校の教育目標や特色、それから実際に保護者、お子さんが学校を見たり、行事に参加したりしたことが、そういったことが周知、広まってバランスが、それぞれの選択が均衡してきたのではないかというふうに認識しております。

○西岡委員長 神田一橋もご努力してきたという要因もあるんですよ。

○大塚学務課長 はい。神田一橋中学校も、麴町中学校に劣らず、いろいろと努力を続けたというふうに認識しております。

○西岡委員長 はい。

はまもり委員。

○はまもり委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

念のため確認なんですけれども、麴町中学校と、今、バランスが取れているような状況で、ただ実際の入学になると、今回も40%とか60%というところで差が出てくる可能性があると思うんですけれども、もともとは、その麴町中学校のキャパシティーとか、先生方の配置とかで言うと、多い人数でも対応できる場所もあったと思うんですけれども、その辺は実際の人数バランスを見て配置し直すとか、そういう考えになるんでしょうか。あるいは、そこまでの、何ですかね、ちょっとキャパシティーの問題とか、先生方の対応とかが、人数の変動によってどうなるのかを心配して、質問させてください。

○山本指導課長 もともと、それぞれの、いわゆる学区で見ますと、麴町中学校——学区はないですけれども——にお住まいのお子さんが約60%強、神田一橋中学校のいわゆる学区にお住まいの方が40%弱というふうな把握をしております。その中で学校選択をしていただくんですけれども、学校の施設、キャパシティー上でどちらも、特段不足を感じているということはありません。

それから、教員の人数につきましても、いわゆるその学級数によって配置がされますので、少ないから減るとか、そういった人数によっての差異ということはありません。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も以前この問題を質問したときに、麴町のほうに生徒が偏っているということをした場合に、大体、人口的には、麴町の区域が6、で、神田区域は4ということ

で、大体、生徒数もそれぐらいの比率で、大体これがバランスが取れているんだというふうなことを答弁で聞いたことがあるんですよ。ただ今回、230、220ということで、半々ぐらいになってきていると。

しかも、そのアンケートを見ていますと、前は麹町を選んだ方は、「教育活動の特色が合う」という方が一番多くて、ただ、今回は「自宅から近い」ということが多くなったということについては、やはり麹町の様々な変化というのを今の6年生の保護者さんたちはもう知っていますから、そういったのも影響があるのかなという、私は感じるんですけども、そこについては、教育委員会はどのように判断をされているんですか。

○大塚学務課長 そういったご指摘、ご意見もあろうかと思いますが、このアンケート結果を見る限りは、極端にそういった傾向が顕著になっていることは言えないのではないかと認識しております。

○牛尾委員 私自身は、やはり同じ公立の学校ですから、どちらの学校へ行っても同じような教育が受けられるというのが一番、で、全体の教育を上げていくというのが一番理想的だと思うんです。または、そういった保護者さんの心配もあるのかなというのが、やっぱりあるんで、やはり学校の特色なり教育方針なり、校長先生の考え方とか学校の考え方というのは、しっかり保護者に伝わるような、そうした対策というのは必要かなというふうに思いますんで、そこについてはいかがですかね。

○大塚学務課長 ただいま牛尾委員のご指摘は、ごもっともだと思います。学校においても、教育委員会としても、それぞれの中学校の教育目標や特色ある教育、そういったものがしっかりと保護者、それから対象となるお子さんに伝わるように、様々な機会やツールを使って周知して、理解を深めていただきたいと考えております。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 すみません、私は1点だけ。学校選択アンケート結果のこの「その他」を、選んだ方の理由というのが、もし、分かる範囲であれば。何か例えばきょうだいが行っているからとか、そういう感じなんでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまの「その他」の意見ですね、記述していただいている多いご意見をご紹介させていただきますと、それぞれ、「きょうだいが通学している、通学していたから」。それから、「所属したい部活動があるから」。「学校の雰囲気や印象がよかったから」。それから、「友人も多数選択している」などとなっています。

○えごし委員 なるほど。

○西岡委員長 はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）令和6年度入学 中学校学校選択結果報告について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金事業の支給状況について、理事者からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 では、保健福祉部資料5に基づき、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の支給状況についてご報告させていただきます。

本事業につきましては、10月末日で期限を迎えましたため、支給結果のご報告となり

ます。そして、本事業につきましては、これまで委員会でもご報告させていただきましたので、項番1の事業の概要や、項番2の内容、そして想定の対象世帯数につきましては、電気・ガス・食料品等の高騰で家計負担の大きい低所得世帯、すなわち住民税非課税世帯や、住民税均等割のみ課税世帯に、それぞれ1世帯3万円の給付をしたということ、想定世帯が合計5,100世帯であったことなど、ポイントのみ触れさせていただきたいと存じます。

そして、項番3の下の表の対象世帯数の内訳及び支給決定状況でございますが、表をご覧いただきまして、なお、この表部分は、原則住民税非課税世帯、また均等割のみ課税世帯として、実際に確認書を送付した世帯でございます。

まず、実際の確認書の対象となった住民税非課税世帯が3,812世帯、横に行って、支給した世帯は3,156世帯、辞退や不支給は41世帯、支給率は82.8%でございます。

次に、住民税均等割のみ課税世帯は、対象が578世帯、支給世帯数が483世帯、辞退・不支給数は4世帯で、支給率は83.6%でございます。

最後に、生活保護世帯は、対象が271世帯、支給世帯が265世帯、辞退・不支給数は0世帯で、支給率は97.8%でございます。

以上を全体で見ますと、4,661世帯に送付して、支給した世帯は3,904世帯、支給率は83.8%ございました。

なお、表の下の米印にございますように、確認書によらない申請書での申請が、未申告世帯で131世帯、転入世帯で46世帯など、今申しました確認書によるもの以外に、合計179世帯ありまして、全て合わせると、合計4,083世帯に支給済みでございます。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、この資料の項番3の辞退・不支給等の合計、これ46ですよ。0じゃないですよ。これ、計算、ね、上が41の下が5だから。ね、これ。ですよ、これね。

○大松生活支援課長 はい。ご指摘のとおり、46でございます。失礼いたしました。

○牛尾委員 その上で、非課税世帯のこの辞退、41世帯の辞退、これは何か、大きな理由は何があるんですか。

○大松生活支援課長 先ほどのをちょっと補足しますと、この41のうちの辞退は2世帯でございます。あとは不支給でございます。そして、その……

○牛尾委員 不支給。

○大松生活支援課長 はい。

○牛尾委員 不支給って……

○大松生活支援課長 辞退というのは、ご本人の意思で確認書に辞退するという欄がございまして、そこにチェックをつけた場合が「辞退」でございます。で、不支給の場合は、書類に不備とかがございまして、調査をいたしますと、実は扶養されていましてとか、あと収入がありました。そういうことで、私どものほうから支給しなかったというのが「不支給」でございます。

○牛尾委員 なるほど。分かりました。

○大松生活支援課長 はい。それで、辞退の理由でございますが、実は、その辞退の理由を書く欄というのはございまして、ただ窓口で、一人に聞いたところによると、今回ちょっと、ほかの、自分のため以外のことに使ってほしいというお申し出があったということは聞いております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の支給状況について、質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区障害福祉プランの素案について、理事者からの説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 それでは、千代田区障害福祉プランの素案につきまして、保健福祉部資料6に基づきましてご報告させていただきます。

7月の本委員会でご説明させていただきましたが、現計画が令和5年度までの計画としていることから、本年度は令和6年度からの障害者計画、第7期障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画である千代田区障害福祉プランの改定を行います。今回は素案を作成いたしましたので、内容についてご説明いたします。

なお、障害児福祉計画は、子ども部所管となりますが、私、障害者福祉課長から、障害児福祉計画部分も、併せてご説明いたします。

素案作成までには、厚生労働省の計画策定に係る基本指針の見直しのポイントや、区の関係各部署での行政課題を踏まえた内容の見直しをはじめ、令和4年度に実施したアンケート調査結果、これまで各方面から頂いたご意見を踏まえまして、千代田区障害者支援協議会等で議論を重ねてまいりました。本日は、改正に係る見直しのポイントをまとめた資料のほかに、参考1、プランの概要版、参考2は障害福祉プランの素案をお配りしております。

初めに、本プランの全体構成でございますが、素案の目次でございますとおり、第1章から第5章及び資料編からなる構成としており、第1章は計画の位置付けなど、第2章は基本理念や基本方針など、第3章は障害者基本法に基づく障害者計画、第4章は障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、第5章が障害児福祉法に基づく障害児福祉計画。その後資料編といたしまして、現行計画の進捗状況、千代田区の人口や障害者数の推移など各種データ、アンケート調査結果の概要、国の基本指針見直しのポイントなどを含む資料となっております。

なお、第3章の障害者計画につきましては、素案の17ページ、概要版ですと3ページでございますが、素案17ページのとおり、基本目標を5項目設定いたしまして、23ページからの各目標のページには、目標に対する現状と課題を記載した上で、取り組む事業の内容及び各取組の方向性を記載しております。

素案の18、19ページをご覧ください。まず、左上に基本理念。障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる千代田区の実現。そして、基本方針、基本目標につきましては、現行計画から変わらず継続して推進するものとしております。

理由といたしましては、区の計画の最上位に当たる千代田区第4次基本構想、その下位に千代田区地域福祉計画2022がございますが、基本構想の分野別の将来像にあります、自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長し合えるまちは、現在の障害福祉プランの理念と合致するところとなっております。そのため、現行計画を継承しております。

基本方針は、基本理念の下、三つの方針を設定しております。さらには、ここから五つの基本目標へ、さらに施策の方向性を示しまして、この方向性を実現するための施策として、19ページの事業へとつながっていく形となっております。

この基本的な計画の形につきましては、以前からのものと、あと3年前にも精査を重ねて形づくられておりますので、この計画の構造は、今回の計画で変えることはせず、必要な修正を加えて作成することといたしました。このことについては、障害者支援協議会でも合意を得たものとなっております。

併せて、資料6をご覧ください。こちらに記載の、特に課題と考えております1から4のポイントを中心に、事業の拡大や課題に対する検討を施策の方向性において記載しております。

また、施策の方向性にぶら下がる各事業につきましては、課題解決に向けて各部署で検討した事業内容及び今後の取組の方向性として更新いたしまして、さらに支援協議会で頂いた意見を受けまして修正を加えております。

それでは、今回改正したポイントについて、資料6に沿ってご説明いたします。なお、資料6の括弧書きの数字は、素案のページでございます。

まず、項番1の相談体制の整備についてでございますが、複雑かつ様々な関係者を含む相談への対応が課題となっております。障害者支援協議会のご意見としても多かった相談体制や、よろず相談事業の役割について、引き続き整備、充実していく方針であることを計画の中に明記しております。

概要版の5ページに、重点事業をまとめて記載しておりますが、5ページ、6ページですね、こちらにまとめて記載しておりますが、そのうち黄色の五つの項目を相談体制整備の重点事業としております。

障害者よろず相談の事業内容拡充については、相談支援の中核的役割を担い、地域移行、地域定着の推進を図る基幹相談の役割や、積極的なアウトリーチにより顕在化していない課題の察知に努めることなどを明記しています。

また、重層的な相談支援体制及び相談支援フローの構築について追記するとともに、素案の38、39ページにイメージ図を掲載して、相談支援体制の見える化を図り、区としても関係部署や関係機関と連携して、この体制がしっかり機能するように努めてまいります。

続きまして、項番2は、子どもと家庭への支援及び切れ目のない支援でございます。障害児への支援については、出生・乳児期・幼児期・学齢期、そして青年・壮年期の各支援間でしっかり引継ぎを行い、不安なく次のステージへ進めるように、子ども部と保健福祉部の連携を強化するとともに、事業の拡充やサービス強化を検討する旨、記載しております。

重点事業としては、概要版の6ページ、重点事業の中の桃色の区分ですね、五つの項目を子どもと家庭への支援として説明しております。子育て支援の充実として、千代田区重

症心身障害児等在宅レスパイト事業を記載するとともに、素案65ページでは、新規事業として障害児医療ステイを記載しております。

また、概要版7ページ、8ページには、切れ目のない支援に向けた関係機関の取組をイメージしやすいように掲載し、ライフステージの変わり目に行う引継ぎの事例を具体的に記載しています。

さらに概要版6ページの一番上の水色の移動支援事業は、障害児を対象に含めた事業として実施しておりますが、障害児の通学時の利用について拡充するほか、子どもの支援ニーズに対する移動支援の充実については、様々なサービスを組み合わせて支援していくことを明記しています。

項番3は、就労支援の充実でございます。区民アンケート結果や、国の方針等からも、障害等をお持ちの方の一般就労に向けた取組、雇用促進については積極的に進める必要があるため、本人の希望や適性に応じた働き方に対する支援について、社会情勢を踏まえながら対応していく方針を示しました。

概要版6ページ、下、緑色の障害者就労支援センター事業を重点事業として、新たな働き方への対応や、地域特性を生かした支援の展開を記載しています。就労支援センターで実施しているネットワーク推進連絡会等を活用して、区内中小企業や事業者等への情報発信や支援を行います。

また、素案69ページ、コラムにあるようなIT技術を活用した働き方、超短時間雇用など多様な働き方を周知するなど、障害者の雇用促進に向けた取組を掲載しています。

続きまして、項番4は、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備でございます。障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、地域の暮らしを継続できるよう整備を進めているところでございますが、概要版5ページ左上、紫色の2番目でございます。重点事業として、整備の進捗状況を掲載するほか、コラムとして施設規模、機能等整備内容を素案の28ページに掲載しております。

また、施設整備の意義、役割として、素案の23ページに、地域との交流の場として地域交流機能を導入する旨を記載し、開設時には、よろず相談事業をこの施設に移設することから、素案の46ページに基幹相談支援センター機能としての役割を記載しています。

最後に、今後のスケジュールでございます。本委員会でご報告した後、令和5年12月20日から令和6年1月10日までとしてパブリックコメントを行います。で、パブリックコメント等で頂いた意見に基づきまして、令和6年1月下旬に計画案を策定し、2月には障害者支援協議会の全体会にて計画案を提示いたします。その上で令和6年3月に、千代田区障害福祉プランを策定する予定でございます。

長くなりましたが、ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。これこそ本当に、まさに子ども部と保健福祉部との連携が図られるべき一つだと思うので、今後もしっかり連携していただきたいと思います。

今、説明が終わりましたが、参考資料の障害者福祉プランの概要版及び素案は、委員と理事者限りといたしますので、ご了承下さい。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 委員長、すみません。児童・家庭支援センター所長です。

○西岡委員長 説明……

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい。補足、もし可能でしたら、させていただきたいと。

○西岡委員長 いいですか。はい。児家セン所長。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ありがとうございます。それでは、児童・家庭センター所長です。

ただいま障害者福祉課長から、一括してご説明いただきましたが、子どもに関する部分、所管ということで少し補足させていただきます。

先ほど委員長おっしゃったとおり、保健福祉部さんと我々の連携というのが非常に重要であるというふうに考えております。そのため、この計画にも反映させるべきところは反映させております。

1点目としまして、参考資料の2、お手数ですがお聞きいただきたいと思います。まず、ページの53でございまして、先ほど資料6で障害者福祉課長がご説明されました移動手段の充実に関する部分。こちらは今、子どもに関しても通学時のニーズであるとか、非常に課題となっています。こちらについては、障害者福祉課さんの所管事業であります移動支援事業において、通学時の利用の拡充を頂いている旨、ここに記載されております。

あと、我々子ども部といたしましても、こちらの53ページの冒頭の部分、2点目の丸のところ、現在、社会福祉協議会さんのファミリーサポートセンター事業、またはNPOのあい・ぽーとステーションさん、こちらのほうで子育て支援者さん利用のマッチング等を行っており、こういったところも送迎に寄与しております。

また、一部、民間のベビーシッター利用ですね、ベビーシッター事業者さんを利用する場合の、我々、利用料の補助を行っておりますが、こちらでも送迎に係る部分の支援に資する旨ということで、我々もやっているところです。今後、我々の取組といたしましても、なるべく支援策を確保できるように取り組んでいくということ、こちらに明記しております。

あと、2点ほどご紹介させていただきたいと思います。ページで、72ページ、73ページのところをご覧ください。

こちら見開きで、ライフステージに応じた切れ目のない支援ということで、こちらも一つ大きな課題となっております。子ども部でも「はばたきプラン」の事業と様々な相談支援、行っております。こちらについては、障害者福祉課さん、保健所さん、あと、その先には高齢介護課さん、在宅支援課さん、そういったところとの連携ということで、ライフステージに応じた支援を行っているということで、こちらにあります基本的な考え方、取組の下、日頃の業務を行っていかうということで、こちらに事例も含めて明記しているところでございます。

あと3点目、さくらキッズに関しまして、こちらの記載も少しご紹介させていただきたいと思います。こちらの参考資料2の103ページをご覧くださいと思います。

こちらの第3期の障害児福祉計画に関する部分ということで、さくらキッズとイコールというわけではないんですが、児童発達支援センターという項目がございます。こちらの目標ということで、これは現行の第2期の障害児福祉計画でも、令和5年度以降設置予定数1として、その設置の検討を行っていく旨を書いております。

で、こちらの、今、いろいろ私どもでも検討を行っておりまして、この児童発達支援センターに関して、少し具体的な記述に改めておりますので、少しご紹介させていただきます。

児童福祉法の改正に伴いまして、児童発達支援センターについては、こちらの中段部分ですね、丸のところ。こちらは、求められる機能として発達支援や家族支援、保育所等訪問支援といった機能に加えまして、改正児童福祉法に基づきまして、地域における障害児支援の中核的役割を果たすため、地域の障害児通所支援事業所。例えば民間の児童発達支援事業所ですとか、放課後等デイサービス、こういったものになろうかと思えます。こういったところに対するスーパーバイズ・コンサルテーション等の機能、こういったものが求められております。こういったものをどのように実施していくか、その具体的な方法ですとか、関係機関との連携、こういったものが必要になってきます。そのための体制整備に取り組むということをこちらに明記しております。

本区ではもとより、我々児童・家庭支援センターと、そしてさくらキッズのほうで、関係機関と連携して様々相談支援、また療育の実施、保護者の方への支援といったことを行っております。ですので、そのために何をするかといいますと、我々児童・家庭支援センターの体制強化、またさくらキッズの事業拡充、こういった施策展開と併せまして、要は、区としてこの機能をいかにして実施するかということで、子育て支援、障害福祉、母子保健、教育、医療といったところとの関係機関と連携した支援体制の強化を目指すということで、ともすると、前回の計画ですと、児童発達支援センターとさくらキッズが少し混同されやすいのかなという、ちょっと記載の仕方、いろいろ内部でも議論を行いまして、そこを改めて、こちら、我々の目指すところ、児童発達支援センターの設置というところ、こちらについて少し記載を詳しくしたものでございます。

補足は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、改めて委員からの質疑を受けたいと思います。

○富山委員 最後の部分でご質問させていただきたいんですけども、区民の方からご相談を受けるのは、児童・家庭支援センターだったり、小学校だったり幼稚園だったり、既に作成されているはばたきプランの内容を、別の場所に進学だったり、移動だったりすると、全く引き継がれていない。で、先生方は一生懸命はばたきプランを作成されるんですが、その内容が引き継がれていなくて、所管がいつもばらばらだから、それが難しいというお話があったんですが、今回、これを中核的な役割を果たすと記載してくださったということなので、全ての連絡や引継ぎを行うことが明記されたという認識でよろしいのでしょうか。お願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はばたきプランにつきましては、現在も児童・家庭支援センターが作成して、学校ですとか、園ですとか、必要なところとの連携というのを行っています。ただ、おっしゃるように、なかなか引継ぎがうまくいかないというご指摘も頂いておりますので、それは既に今年度、学校の関係者ですとか専門の方も含めて様々ご意見を頂きながら、検討を行っているところです。

一方、こちら児童発達支援センターとして、我々が機能を実施するとなったときに、じゃあ、そのはばたきプラン、この実施というの、また少し工夫といいましようか、充実

させることもあり得ると思いますので、それはそれでこの先の課題として、またさらに検討していきたいと思っています。

○富山委員 ありがとうございます。ということは、例えば区民の方から、引き継がれていないですというご相談を受けた場合に、児家センにご相談してくださいとお伝えしてよろしいということでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい、そうですね。もし何かはばたきプランに関するご意見ですとか、そういったようなお声がありましたら、私どもに、はい、おつなぎといいたいでしょうか、ご紹介いただければと思います。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今のはばたきプランを含めなんですけれども、つなぎの支援、非常に大事で、重点的にやっていただいて、よかったなというふうに思っているんですが、この辺のITの活用というのは、今、どういった状況になっているか教えてください。質問が分かりづらいですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらのはばたきプランにつきましてとなりますけれども、現在、そのITといいたいでしょうか、当然、オフィスでは、いわゆるパソコンですとか、庁内LANですとか、そういったものを活用しながら業務はしておりますが、実際、その、じゃあ連携先との部分にITが活用されているかということ、今現在では、されていない状況です。

○はまもり委員 今、はばたきプランは、紙のファイルでやり取りしているわけではないですよね。そこはオンライン化、オンラインに乗っているということで合っていますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今現在、はばたきプランといたしましては、我々、当然、パソコンとかを使って作るんですけれども、保護者の方にお渡しするですとか、そういったところは紙でお渡しして、対面でご説明をしてという、コミュニケーションを大切にしながらやっていますが、ITはそこではまだ活用されていません。

○はまもり委員 今後の検討のところなんですけれども、やはり病院のものとかもそう、薬の情報とかと同じように子育てのところでもITを活用していくという、そのいろんな複数部署で同じ情報を見れるようにしていくというようなことは検討されていますか。

○山本指導課長 様々ご質問、ご指摘、頂いております。我々といたしましては、今年度からインクルーシブ教育推進委員会というものを立ち上げております。これは、学校の先生方、医療関係者、保護者、様々な立場の方に入っていて頂いております、ご意見を頂いているところです。我々の課題認識といたしましては、今も出ております引継ぎの問題、それからシートがたくさんある、はばたきプランであったりですとか就園支援シート、就学支援シート、そういったシートがたくさんあって手間がかかるというような課題も、ご意見も頂いているところです。

そういったこともございますので、まずは教育委員会だけでなく、保健福祉部さん等々と横のつながり、横串を刺した連携、それから幼稚園、保育園から小学校、中学校、中等教育学校までの縦の連携、横断的、縦断的にこの問題について対応できるというようなところを考えまして、インクルーシブ教育推進委員会というものを立ち上げております。その中で、このシートをどうするか、統合していくべきなのかですとか、引継ぎに対して時

期はいつなのかとか、ICTが活用できないかとか、そういった問題について、今、まさに検討しているところでございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。ぜひご検討をお願いいたします。

あと、すみません、ちょっと別件で基本的なところを教えてください。この重点的なところ、施策の方向性というのは変わらないというふうなことだったんですけども、例えば昨年度の福祉プランのところにあったものがなくなっているもの。概要のところを言うと、事例なんでこれがというわけじゃないんですけども、例えば（1）の④のところにある日常生活自立支援事業であったりとか、えみふるの在宅要介護者の受入れ体制整備事業であるとか、幾つか昨年度あったものがなくなっているものに関しては、これは既に実施を終えたからということなのか、あるいはほかの事業に統合したという考え方なのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○清水障害者福祉課長 今回の事業につきましては、この中での事業は、廃止ですとか終了したというところではなくて、より重点、重点といいますか、この目標に、施策の方向性に対しての事業としてどういった事業をやっていくかというところで見直したところがございます。新規と挙げているものでも、今回新たにいうところもございますが、事業を今までやっていなかったというものではなくて、計画の中に位置づけて実施するということに入れていただいております。

○西岡委員長 はい。大丈夫ですか。

白川委員。

○白川委員 すみません。私はこういうのは詳しくないんですが、拝見して非常によくできていて素晴らしいと思います。切れ目ない福祉というのがどういうものかというのがよく分かりました。

一つだけ、私の見落としかもしれませんが、移動の手段というところで、これは管轄外ということなんでしょうか。バリアフリーの話、駅のバリアフリー、道のバリアフリーみたいな話が出てこないんですが、これはどういった理由、あるいは私が見落とししているかをお答えください。

○清水障害者福祉課長 障害者に関わる様々な施策がございますが、様々な事業の中での合理的配慮でしたり、バリアフリーもその一つかと思っておりますけれども、今回、この中では、保健福祉部、そして子ども部のこの福祉に関わる、特に関わる部分の事業として掲載しております。また、バリアフリーですとかそういったところはまた別の計画として実施しているところもございまして、障害福祉計画の中で主に保健福祉部中心に策定したものでございます。

○白川委員 ありがとうございます。希望として、例えば神田錦町三丁目施設の充実というのにプラスして、その周りのバリアフリー化をきちんとやるというのを、例えば環まちに提言するとか、そういった、何ていうんですかね、福祉と教育が横串をつくるのはいいんですが、もっと再開発のほうに横串がつけられるようなことができないかなというのが私の希望です。というのが、今の再開発に関するプランについて、バリアフリー、要するに障害者の方の目線でどうやるかというのが、ちょっと視点が足りないなというふうに思っております。できればそういったものを積極的にそちらのほうに意見を回してもらおうとか、ここへ福祉施設ができるので、せっかく神田警察通りの歩道の拡張をやるんだから

こうやってもらうと非常にありがたいみたいな提言をすとかということをやっていただけないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 錦町三丁目の施設整備に絡めたといいますか、その周辺の地域のバリアフリーについてですけれども、当然、その地域、錦町三丁目にかかわらず、全ての地域でそういったどなたでも通行しやすい、歩きやすい道路を整備するというのは必要なところだろうと思っております。

特に錦町につきましては、高齢者、障害者を対象とした施設を整備するというところで、その地域は特別そういったところも配慮してというところは、保健福祉部としましては、環境まちづくり部と連携しながら、そのところはしっかり対応していただくように進めているところでございますが、計画の中にそこを含めるといったところは、現在のところ考えておりません。

○西岡委員長 やっぱりハード面とソフト面は、今、やはりソフト面のところで話を進めているので、やはりハードのところは環まちに絡んでくるのかなというところをご了承いただけたらと思いますけど、大丈夫ですか、ほかにありますか。

えごし委員。（発言する者あり）関連ですか。

○牛尾委員 いえ、関連じゃなくて。

○西岡委員長 関連じゃない。じゃあ、はい。えごし委員。

○えごし委員 すみません。先ほど話した児童発達支援や、また放課後等デイサービスという部分で、素案にもアンケートが154ページに載っていますけれども、施設として困っているという部分では、その放課後等デイサービスがやはり少ないというところが挙げられています。

今後、そういうのもニーズに踏まえて増やしていきたいとか、ぴかいちさんが拡充したりとかというところでも取り組んでいただいていると思うんですけれども、やはり少ないということは、やはり身近で通えるところとか、また移動の支援もありましたけれども、身近で通えるところ、また、放課後等デイサービスも種類も様々、運動型とか学習型とかいろいろありますので、そういうところにそのニーズに合わせてどこに通わせたいというところをもっとやはり増えることが大事だというふうに私も思っています。

その上で、私も過去に質問もさせていただいたんですけれども、重症心身障害児の方が通える放課後等デイサービスに関しては、家賃補助が一応出ていますけれども、重症心身障害児以外の方だけの放課後等デイサービスも、今、多いんですね。そういうところももっと増やしていくというためには、そういうところの事業者さんにも、いろいろとそういう家賃補助とかもできないかという質問も、過去、させていただいたんですが、今後、障害児福祉計画の改定、先ほど、また検討していくという答弁もあったんですけれども、そういうところは現状はいかがでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 特に放課後等デイサービスということで、今後の考え方でございますが、現在、ぴかいちさんのほうで、8月から事業拡充いたしまして、そこは、今、利用率といいましょうか、充足率といいましょうか、そこは100%を割ってしまして、基本にご希望どおりご利用いただける状況となっております。併せまして、10月1日に、神田佐久間町のほうにもmonte-e-mareさんという放課後等デイサービスの事業所が開設されました。

で、今現在のところですから今年度ですね、そこが定員10名なので、ぴかいちさんの10名とmonte-e-mareさんの10名ということで、20名の定員拡大が図られたというところでございます。

あと、ぴかいちさんにつきましては、区内の移動手段ということで、送迎にバス2台体制を行っていただいていますので、あと、併せまして、場合によってはその駅まで迎えに行くとか、やっぱりかなり丁寧に送迎の対応を頂いております。こういったところで、当面はニーズとしては対応できているのかなと思っております。

今後につきましては、ぴかいちさんの、まずは今回拡充した3階部分については、恐らく空間としては少し定員を増やす余地はあろうかと思っておりますので、状況に応じてそちらのまたさらなる拡大というのも今後検討していきたいと思っております。

こういったところを踏まえまして、またさらにニーズの状況を踏まえて、何かさらに手当が必要ということであれば、委員が今おっしゃったような民間事業者への支援であるとか、あとそのほか含めまして、さらなる方策を検討していく必要があるのかなと思っております。

○えごし委員 様々、物価高騰などでそういう運営の状況も悪くなってくる事業者もいるかもしれないという部分で、安定的にしっかりとしたサービスを提供していけるというためにも、またそういう家賃補助的な部分も考えていただきたいなど。また、さらに新しい事業所を増やしていくという面でも、やっぱり千代田区ではなかなか場所がないとか、家賃が高いとか、そういう問題もありますので、そういうところもまた検討をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね。確かに物価高騰であるとか様々影響を受けていると各事業所の方もおっしゃっております。そういったところは国のほうでも報酬改定等で一定程度議論されると思いますし、今後、我々としても何か必要な手だてというのをまた検討していきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 切れ目ない支援をしていくということで、そういった目標になっていると思います。ただ、先ほど白川委員もおっしゃっていましたが、ここでは福祉と子育てでいろいろ協力もできますけれども、やはり全庁的な横のつながりということもやっぱり必要になってくると思うんですね。

例えば54ページの住まいの確保については、グループホームを拡充、造っていくというのは大事なことなんですけれども、一方で、この区営住宅の的確な提供ということも、区営住宅も空いていませんからね、なかなか。ポイントが上がるといっても、そもそも倍率がすごい高い状況の下で、やっぱりこうしたところに入ろうと思ってもなかなかハードルが高い、壁があるという点では、やはり住宅課とも協力をして、やっぱりこの障害者の方が安心して住めるような住宅を確保していくとかね、そういったところも、住宅課、環境まちづくり部と協力をしていかないと、なかなか住まいの確保といってもうまくいかないのかなというふうにも思うし、居住安定支援協議会がありますよね。それは福祉ですけれども、そこでも高齢者だけでなくて障害をお持ちの方の居住をどうしていくのかということも、しっかり議論していただくということも、一つ必要かなと思うんで、その部を超えた連携という点についてはいかがですか。

○西岡委員長 これ、何か改定するときには全庁的に話し合われるような会議体というのはあるんですよね。どうなんですか、それも含めて。

はい。障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 今、牛尾委員のご指摘のとおり、庁内で、こちらのプランに載っていないのでやらないということでは当然ございませんので、例えば具体的な住宅の確保ですとか、障害者のほうでは障害者のグループホームの整備というところでの検討になっておりますが、区営住宅への障害者の入居ですか、そういったところも住宅課と連携しながら、障害をお持ちの方の住まいの確保というところは今後も連携していく、当然連携してまいりますので。そうですね、全庁的な庁内でのこの計画については、こういった計画を策定していきますというところの全庁的な協議の場というのはございますので、そういったところでも、課題を共有して進めていければと思います。

○西岡委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 ちょっとただいまの課長の答弁を補足させていただきます。

この福祉プラン素案の15ページをご覧くださいと思います。確かにいろんな、文字ばかりで分かりづらいというようなご意見も頂きましたので、なるべくビジュアル的にイメージしやすいものということで、今回いろいろ工夫をしております。

ここにもありますように、昨日も本会議答弁でもありましたけれども、やっぱり様々な地域の課題ってあります。それをやるときには、当然福祉だけでは収まらない。また、今回子ども部と連携していますけれども、全庁的に対応するというのは当然出てくると思います。

この15ページにありますように、様々な課題に対して、最初はそういう地域であったりとか、少し広げて、最終的にはやっぱりこういった区の担当も出てきます。その中には保健福祉部だけではなく、子ども部だけではなく、その内容によっては、住宅部分であれば環境まちづくり部とか、そういったところ、全体と連携してやっていくという考え方を持っています。それがまさに、昨日より申し上げています重層的支援体制整備でございます。こういった中では、もう障害とかそういうのは関係なく、全体を包括してやっていくという考え方でございますので、なかなか口で言うのは簡単ですけども、そういうのをしっかりやっていくというのでこの計画に明記しているところでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず連携をとって、この計画プランが本当に実行されるように連携してやっていただきたいと思います。

いま一つ、説明があったさくらキッズですけども、これを見ると今後の取組の方向性ということでは、先ほど児童発達センターですか、その説明もありましたけれども、このさくらキッズ、59ページのところを見ると、利用ニーズは今後も増えていくことが見込まれますが、現在の建物ではこれ以上のスペース拡大が困難であり、専門職員の確保・育成も課題となっているということが書いてあり、今の建物の状況じゃ、なかなか今後拡充していくのが大変だなという印象を受けちゃうんですね、これを見ると。やはり以前、麴町地域でもやっぱりこうした施設が必要だという答弁もされたことがあります。やはりスペースの拡充というのかな、新しくやっぱり麴町地域にもそういったものが必要だということを目標として持っているのであれば、こういったプランに一言、いつになるか分かり

ませんよ、それは。だけど、そういったことも見据えた書き方というのかな、が必要かなと思うんですよね。でないと、やっぱり利用者さんは、これ以上なかなか利用を増やしていくというのが大変なのかなというふうな印象を持ちちゃうんで、そこについてはいかがですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね、さくらキッズについては、やはり拡充というんでしょうか、今、なかなか逼迫しているという、その課題は私どももこれまで答弁してきたとおりでございます。で、その対応の仕方として、おっしゃるような形、新たなものをつくるのかということ、ちょっとそこまで現在のところでは考えとしては持っていない。そのため、この計画ではこのような書き方をしています。ですので、今後、区内の大学でもそういう発達系のリソースを持っていたり、また、我々区有の施設もごさいます。そこについて、今、さくらキッズの運営法人さん、非常に丁寧な対応をいただいている、ご評価を頂いていると。

ただ、一方で、今、専門職員の確保・育成が、非常に今厳しいというところがあります。なので、まずはそこを我々としては、専門職員の確保・育成を運営法人と連携しながら、まずはそこを強化して、さらにこういった事業発展、拡充できるような環境をまずは整えて、その上でなるべく早めにということで、より多くの方にまた利用いただけるように事業の拡充をしていきたいというのが思いでありまして、このような書き方をしているところでございます。

○牛尾委員 つまり、今の答弁で言うと、さくらキッズというのは、何ていうの、そういった大学さんとかの協力も得るといえるのはあっても、何ていいますかね、広さなり、場所をどこかにつくるなりというような検討というのは、今のところはしてないということなんですか。それとも、何かどこかいい場所があるならば、こういった場所の拡充、提供の拡充というのはやっていく、やっていこうということなんですか。今のままだと新しくそういうところを増やすということは当面ないと言いましたけれども、そういう考えということでもよろしいですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まずは、ちょっと、新たな何か建物を建てるということは考えていません、予定はありません。ですので、区内の大学ですとか、特にまだ話があるわけではありませんが、あとは何か区の公共施設、こういったものの場所を使って、まずはそのサービスを提供できないかと。そのためには、まずは職員の確保・育成が課題となっているところをやっていききたいと。

まずは、何が一番先かということ、職員の確保・育成というふうにごちらで考えております。そこがないと拡充のしようもなかなかないということで、まずは安定的にサービスを提供できるように、事業者と連携して職員の確保・育成に取り組むと。その先に、じゃあ、別の場所でさらにサービスを提供できるような取組、またその先に、すみません、新たな建物というの、場所の確保ですとかそういったものがめどが立てば、可能性としてはあり得るのかなというふうに思っています。

○西岡委員長 職員の確保とともに、同時に麴町エリアでも施設を探し続けるという努力はしてくださるんですよね。

児家セン所長。

○吉田児童・家庭支援センター所長 場所については、はい、そうですね、当然探す努力

というのはこれからも継続していくということに変わりありません。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 これ、先ほどの議案審査の中でも触れたんですけども、白鳥教室と教育研究所が出ていった後に7階が空くじゃないですか。それを千代田小学校に戻すというか使うということで、まず職員確保が大事だというのは、今、熱弁されて分かったんですけども、まず、ではそののところがしっかり利活用ができないのか。そののさくらキッズが今のところでは非常にもういっぱいだというところは、みんなが認識しているところで、そこをワンフロア、上下で何か多少でも拡充ができないのかというところは、私も同意見だったんですけども、いま一度、その辺りもう一度ご答弁いただけますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 さくら館の7階は、千代田小の教室不足対策ということで、それがまずございます。義務教育ということなので、それは非常に必要というか、まず優先度が高いのかなと思っております。ですので、ちょっとそこは、さくらキッズをじゃあそこに拡充できるかというとなかなか難しいのかなと。まずは一つ、それはございます。

あとは、仮にじゃあどこか空き部屋がさくら館内にあったとして、今の同じ話になってしまいますが、さくらキッズの運営法人のほうで職員が確保できるかということ、そこも話を聞いていますと、なかなかやっぱり、今の現状の規模からの拡大というのは、体制上難しいという状況でございます。

以上です。

○西岡委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。さくらキッズを増やさないという姿勢はないです。それは引き続き定員拡充していくと。

ただ、私のほうが再三申し上げておりますとおり、療育事業が不足しているということはないです。ただ、おかげさまですごくニーズが高いので、そのニーズに応えたいという気持ちがあります。療育的には足りてないということはないので、ただ、これ以上増えてしまうと、療育が不足するような事態に陥りますので、いち早く定員を拡充していきたいなと思ってしまして、この2年間、不動産屋さん委託をしたりして、麴町地域で物件を探したんですけども、まあないですね。あったとしても、児童福祉施設に用途が変更できるような建物がないんですよ。という現状があって、これをまた絵に描いた餅のように、麴町地域でと書くわけにもいかず。

また、この計画の107ページにありますとおり、我々はさくらキッズだけではなくて、児童発達支援センターの機能というのは107ページにあるとおり、これだけの機能があります。上の表のとおり。一番上がさくらキッズに当たるんですが、放課後デイサービスで、この計画は、そもそも、計画、国の法律に基づく法定計画で、こちらのサービスの量の見込みを推計して、どのような取組で提供体制を確保するかというのが主目的な計画になります。ですので、先ほどからバリアフリーとか様々に区独自のものを入れたくても、なかなか入れることができないというのもあります。

我々がここで、今回の改定を機に改善をしたのは、さくらキッズに限らず、こうした児童発達支援センター機能をしっかり充実させていくと。特に保育所等訪問支援以下のものにつきましては、区内に事業所すらないというようなものもあります。ですので、ここを

しっかり誘致して、区内の中で完結できるようにしていかなくちゃいけないという課題認識があります。加えまして、引き続きニーズの高いさくらキッズの定員拡充につきましては検討をしまして、例えばですけど、大学の場所をお借りして展開することも可能。これは麴町地域でそういうところもあるんですが、それにはうちからスタッフを提供しなきゃいけないんですが、急にスタッフは育たないので、今回のPMO移転を機に、場所を拡充をして、スタッフルームを広げて、少し相談の部屋なんかを確保して、徐々にスタッフを増やしていくと。で、機を見て、物件があればいいんですが、物件がなければ場所を借りるなりをして、少しでも定員の拡充に努めていくといったことを含めて今回の計画に落としているつもりです。

ですので、具体的にどこで何を設立するというような、あんまりできもしないような計画を書くよりは、そういったリアルベースで少し書いているということでご理解いただければと思います。

○池田委員 理解をします。

これは確認なんですけど、今、再三おっしゃられている児童発達支援センターの設置というところは、児童・家庭支援センターがある今のところではなくてということなんでしょうか。それとも、同時にそこに設置をするという解釈でよろしいんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 児童発達支援センターの機能の一番中心になりますのは、恐らく今、我々児童・家庭支援センターの発達支援係というところになろうかと思っておりますので、場所としても児童・家庭支援センターと同じになるのかな。ただ、その機能としては、新たにというんですかね、児童福祉法に基づく児童発達支援センターという機能になるという理解しております。

○西岡委員長 あと、ごめんなさい、いいですか。別件で。昨年、ちょっと一般質問をさせていただいた関係で、今回、新規で大変喜ばしく思っているのが、65ページの医療的ケア児も切れ目なく0歳から利用可能な施設をということで、ショートステイができると思うんですが、これ、今、医療機関と協議を行っておりますと昨年から聞いていて、もう1年くらいたつんですけど、どうなっていますかね。その進捗状況はどうなっていますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの事業につきましては、昨年度の、そうですね、3月から協議を行ってまして、なかなか区内の医療機関のほうで、小児科の体制ですとか、入院病棟の状況ですとか、非常に難しいところが多くて、ちょっとなかなかやったださるところはまだ行き当たっておりませんが、今、1か所の医療機関さんとちょっと協議を継続しております、実施に向けてはこういったようなことが必要だということです、いろいろ条件整備というんでしょうか、環境整備、こういったものをちょっとご提示いただいて、我々のほうでそれについて何ができるかというのを、今、庁内のほうで検討をしているということで、何とか早めにそこを解決いたしまして、実施できるように今取り組んでいるという状況でございます。

○西岡委員長 そうですね。ぜひ、他区に依存せずに区内で利用できるようお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

すみません、牛尾委員。

○牛尾委員 これは検討課題となると思うんですけども、こういったお母さんがいらっしゃって、小学生のお母さんなんですけれども、お子さんがなかなか精神的に安定しない

んですけれども、障害とまでは病院では認定されないんですよ。だけれども、やはり普通に授業を受けるとかいうのがなかなか苦手な、いわゆるグレーゾーンと言われる、障害者とまでは認定されないけれども、障害児にまで認知されないけれども、それに近い方々のお子さんを持つお母さんというのは、やはり相当苦労して悩まれていると。どこに相談していいのかということもおっしゃっていただきましたけれども、そうしたところの視点というのは、福祉としていかがなのかな。

○吉田児童・家庭支援センター所長 いわゆる発達ですとかそういったところに関わるご相談ということで、障害と認定されるか否か、その手前のというんですかね、グレーの方も含めて、例えば60ページにあります子どもの健康相談室という事業におきましては、そういったような不安や悩みがあるご家庭からご相談があれば、ドクターでありますとか言語聴覚の専門職、そういった者がいろいろアドバイスも行ったり、そういったことをしております。

あと、併せまして、私どものほうでやっています教育相談なんかでも、そういったようなご不安や悩みがあればお伺いしております、そこから必要な支援に結びつけていくというところを対応しております。

○牛尾委員 はい、お願いします。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 何点か確認をしたいんですけど、今回、基幹相談支援センターというところが新規で置かれるようになりました。一つは、今、もう事業を行っているえみふるなんですけれども、もう一つのところが、新たな錦町の施設になりますけれども、これ、スタート時点ではえみふるの1か所でセンターが位置づけられるというところによろしいんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在、えみふるとあとモフカのほうで基幹相談の機能として実施しております、よろず相談ですね、そちらのほうで基幹相談の機能を実施しておりますので、引き続き2か所で実施するというところでございます。

○池田委員 そのこのところで、2か所で基幹相談を受けるというところで、今後も、今後というかこれまでもしっかりとその情報の共有というのか、連携がされているのか、今度は錦町によろず相談が移りますから、そこは新しい事業者になるのかもしれないし、ただ、そこについては、その家族の方だったり、当事者の方だったり、どこに相談していいかわからないという窓口が、今回うまく基幹相談という形で設けられるんだらうと。そうなったときに、しっかりとその両方のところで情報共有が取れないと、どっちに行っても片方の情報しか把握されていないというところがないように進めていただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○清水障害者福祉課長 現在も2か所で基幹相談に関する連絡会を実施しております、えみふるとよろず相談ですね、そちらのほうで連絡会により情報共有はしているところでございます。現在も実施しております、錦町に移ってから同じように実施するところでございますが、ここの相談先というところが非常に分かりづらいということがないようにしっかりと周知してまいります。

○池田委員 お願いいたします。

それと、もう一点、就労支援についてなんですけれども、今、区役所3階にある就労支

援センターも今度錦町に移りますよね。この障害福祉プランが立ち上がって使われ、まさにこども家庭庁じゃないんですけれども、福祉と子どもと連携をするという中で、その就労支援のタイミングというか、まだ、ちょうど切れ目になるところで、実際に就労させたいんだけどまだできないというところでの家族の方だったりとかという悩みもあると思うんですね。そここのところの連携をこの機にさらに強化をしていただきたいんですけれども、その辺りはいかがでしょう。

○清水障害者福祉課長 就労支援センターでは、特に成人に限ったものではございませんので、これから就労されるお子様のご相談でご家族が見えたりとかというようなことは、現在も実施しております。そうですね、錦町に移りまして、よろず相談、基幹相談支援センターですね、そちらと同じ場所になるということで、相談機関とも連携がしっかり取れるような形となることを考えておりまして、現在の就労されている方の相談に加えて、お子様のこれ、今後の就労に向けたご相談にも今後もしっかり取り組んでいく予定でございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 ちょっと先ほど話題になっていたんですけれども、すみません、関連なのかもしれないですが、人材確保が難しい各種センター系のということで、ほかの事業者でも人材確保が難しいというのは共通の課題なのかなというふうに思っているんですけれども、特に障害者支援の現場で確保が難しいことの要因というのは、どういうものがあるのか教えてください。

○清水障害者福祉課長 障害者の事業所ということで。

○はまもり委員 そう、いろんな支援の、先ほどのはい。

○清水障害者福祉課長 そうですね、やはり事業によっては短時間で就労するような、移動支援事業なんかそうですね、1日の就労ではないという短時間の就労が求められている不規則な形というところで、なかなか職員の確保が難しいというところと、あと、この福祉人材というのが、なかなかほかの業務にも流れやすいといいますが、そこでのやはり業務の内容ですとかそういったところの環境の、職務環境の整備が重要ではないかと区のほうでは考えております。

○はまもり委員 分かりました。国の課題でもあるかもしれないですし。ただ、この人材確保が難しいというところが根本的な理由だとすると、なかなか事業の拡大というのが本当に難しいんだろうなと。区としてどういうことができるのか、今、全てそれができていたらきっとやっていると思うんですけども、どういうことを考えて力を入れていくのか。例えば大学との連携とかということなのか、先ほどの何ですかね、働く環境のところなのか、ちょっとその辺を教えてください。

○清水障害者福祉課長 まず、人材確保というところで、実習生の受入れ、インターンシップ等の受入れとかをやはり積極的に実施して、学生も含めて、実際に体験していただいてそこで就労したいというような方を増やす、そういったところに力を入れていきたいと考えております。

計画の中でも55ページのところに、専門的人材の育成、こちら確保も含めましてそういったところを記載してございます。

○はまもり委員 分かりました。

○西岡委員長 給与面の補助とかというのはやっていなかったんですけど、人材確保のための。保育士はやっているよね、保育士はやっています。保育士だけ。いいんです、それでもいい。やっているかやってないか教えてください。

○清水障害者福祉課長 はい。給与面というのの補助というのはいしてありません。

○西岡委員長 分かりました。だそうです。

牛尾委員。

○牛尾委員 これ、私が本会議で介護職員の確保ということでも言いましたけれども、やはり生活していけないと、そういった短時間の労働ではね、ということもあるし、そもそも福祉の職場は専門職なんだけれどそれに見合う収入が得られないというのも、一つ定着しない大きな原因でもあると思うんで。もちろん国の制度というのものもあるんでしょうけれども、そうした面からの確保策というのでも検討していかないといけないと思うんで、そこはぜひご検討ください。

○清水障害者福祉課長 千代田区には様々な障害者支援の事業所がございますが、その中で千代田区民が利用している事業所というのにも限られております。その中で、そういう人件費、給与面の補助というのは非常に難しいところでございますが、今後、そうですね、ちょっとそこのところは非常に難しいところでございます。

○西岡委員長 部長。

○細越保健福祉部長 先ほどはまもり委員からもご質問いただきましたように、まず根本的には、この介護、障害者施設に限らず、介護事業所を含めて、もう本当に処遇がまだまだほかの職種に比べて低いだらうと。これは、今、国も当然そういうことを認識しておりまして、それを上げていこうというふうに動いています。昨日来本会議等でもご答弁申し上げましたように、例えば介護の事業所におきましても、こういったDXを活用して働き方を少しでも改善するようにして、職員の働き方を少しでも改善していくような、こういったことは、これ別に障害者施設でも同じだと思っております。

したがいまして、区といたしましても、こういった少しでも働きやすい環境をつくっていく、それをやはり目指していく必要があるのかなというふうに考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 ぜひ介護DXを推進してください。お願いいたします。

ほかにごございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（２）千代田区障害福祉プランの素案について、質疑を終了いたします。

次に、（３）障害者よろず相談運営事業者の決定について、理事者からの説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 それでは、保健福祉部資料7に基づきましてご説明いたします。

障害者よろず相談の業務の運営事業者の公募につきましては、6月の本委員会におきましてプロポーザルによる選定を実施する旨のご説明をさせていただいたところですが、本日は選定結果についてご報告させていただきます。

項番1、事業内容でございますが、実施場所は千代田区一ツ橋1-1-1、パレスサイドビル1階でございます。履行期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日でございます。

ますが、プロポーザル方式業者選定による契約に係る取扱い基準では、こうしたプロポーザル方式の契約は、単年度ごとに随意契約により締結し、3年間継続することができるものでございます。業務の概要は記載のとおりでございますが、これまでの要求水準の内容を見直しまして、業務内容を具体的に詳細に記載いたしました。また、別途委託を行っております虐待防止センター業務を障害者よろず相談業務の中に合わせて実施するなど、業務内容についても若干見直しを行いました。

項番2、採否を決定した日でございますが、本年11月14日でございます。

項番3、プロポーザル委員会の委員についてでございますが、保健福祉部長を委員長といたしまして、福祉総務課長、健康推進課長、児童・家庭支援センター所長、障害者福祉課長。外部委員として、学識経験者1名、障害者団体から区民2名でございます。

項番4、プロポーザルへの参加事業者は2社でございます。

項番5、選定された事業者は社会福祉法人ひらイルミナルでございます。住所は江戸川区で、代表者は記載のとおりでございます。

項番6、審査結果につきましては、評価合計点でございますが、1,360点満点中、決定者は1,014点、不採用者は877点ございました。審査の各項目の点数は資料のとおりでございます。

簡単ではございますが、報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 新しい事業者になるようですけれども、業務概要の中の一つに居場所の提供というところがありますが、これ、審査内容に入っているかと思うんですけれども、あそこの今ある場所について、どのような居場所の提供をされるのかというところが非常に興味深いんですけれども、もしお答えできるようでしたらお示しいただきたいんですけれども、何かどんな提供があったんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらの居場所の提供でございますが、要求水準書上では、障害者が日常的に自由に使用できる場を整備、運営するということと、あと障害者家庭と家族等の自主グループの形成やピアカウンセリングを実施するというものでございます。具体的に今現在と同様に過ごしやすい環境を提供するというものでございます。

○池田委員 今現在と比較になってしまいますけれども、今、現状以上の居場所にしていただきたいと思いますので、よく見届けていただきたいと思います。

今の事業者さんが入っている中で、審査結果の中の人事体制だったり職員の育成だったりというところで、一番町の福祉施設の引継ぎもそうだったんですけれども、この辺りで職員の方たちというんですかね、今いらっしゃる方たちの、人材もやはりこの障害者だったりとかのカウンセリングも含めて、やっぱり利用者さんも新しい人が全部変わってしまうと不安になることはあるかと思っておりますので、そこの引継ぎ等というのが考慮があるのか、もしその辺が具体があるんでしたらお示しください。

○清水障害者福祉課長 現事業者からの引継ぎでございますが、当運営予定者へ現在の事業所の職員ですね、そちらをちょっと何名かは具体的にはあれですけれども、詳細はこれからですけれども、新たな事業所へ移転といいますか、そちらで採用するというような話も伺っております。

また、具体的な引継ぎにつきましては、1月から3月で、実際選定された事業者と別途

委託契約を結びまして、引継ぎを実施していく予定でございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 新しい選定事業者になるということで、このひらイルミナルさんがどういった特徴があるか、あとは実績などを、もし分かる範囲でお伝えしていただければ。

○清水障害者福祉課長 こちらは江戸川区のほうで何か所か事業を展開されている社会福祉法人でございます。また、特に基幹相談で必要な地域移行につきましては、東京都から精神障害者地域移行促進事業を受託しておりまして、実績としてもかなりの実績がございます。

○西岡委員長 特色として、どういう特色があるのかということを知っているんだと思うんですけど。

○牛尾委員 どういったところが。

○西岡委員長 今のモフカと違ってどうなるのかということ、改善されるんでしょうけど。はい、そこをお願いします、もう一回。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 そうですね。こちらの要求水準書の中でも上げているとおり、虐待について、現在、区のほうで実施している虐待対応というところを、今回、この事業者は直接虐待防止センターとして対応する、24時間365日、相談対応を実施するということと、あと、先ほど申しましたように、地域移行、地域定着の促進への取組ということが、現在、ほとんどかなり実績としてはできていなかった部分でございますが、そのところも積極的に実施できるということでございます。

あと、計画相談ですね。こちらが、今、よろず相談のほうでは実施しておりませんが、来年度から計画相談のほうも実施できる見込みでございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今のところで、地域定着って、やっぱり一つのキーワードだったと思うんですけど、具体的にどんな提案、どんなやり方で地域定着を図ると言っていたのか教えてください。

○清水障害者福祉課長 すみません。ちょっと手元に具体的な提案書がございませんので、具体的なところは申し上げられないんですけども、現在、地域定着というところが、計画の報告の中にありますように、全くできていないところでございますが、そのところは、今後、具体的な内容を区とも協議しながら実施したいと思っております。

○西岡委員長 できたら、そういう資料を手元に用意してくださるとありがたいと思います。やっぱり大きい話なので、いろいろとモフカの改善点が多い中で、今回、こういうふうに新しい事業所になるというときに、どういうところがという質問が、質疑が出るのは多分分かっていると思うので、今後、そういうのを資料を事前に用意してくださるとスムーズかなと思います。すみませんが、よろしくお願いします。

ほかにありますか。

○富山委員 履行期間について、良好な場合は令和9年までとなっておりますが、予定では令和8年度には神田錦町のほうによろず相談が移行するというお話は、既に事業者の方にはされているんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 はい。令和8年度に錦町に移転する予定というところは伝えてご

ざいます。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 よろしいですか。はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 じゃあ、よろしいでしょうか、これで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）障害者よろず相談運営事業者の決定について質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○小玉子ども総務課長 私から教育委員会定例会のYouTube配信について、口頭にてご報告をさせていただきます。

先日11月28日火曜日、第19回の教育委員会定例会からYouTubeによるアーカイブ配信を行っております。資料もそちらのほうでご覧いただけます。

アクセス方法なんですけれども、こちら、二つありまして、いずれにしても区のホームページでご覧いただくことができますが、教育委員会会議の録画配信のページ、それと区のホームページの表紙に千代田区公式YouTubeチャンネルというのがございます。そちらのほうの再生リストをクリックしていただくことで配信がスタートをいたします。

教育委員会でございますが、定例会は毎月2回行われております。大体、第2と第4の火曜日というのが主流でございますけれども、教育委員会は火曜日に行われて、2日後の17時からをめぐりにアーカイブ配信をしていく予定となっております。

報告は以上でございます。

○西岡委員長 特に生配信ということじゃないんですもんね。

○小玉子ども総務課長 そうです。

○西岡委員長 はい。一度収録をしたものをというような形になりますね。

何かこの件について、質問ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。執行機関からほかにございますか。

○大塚学務課長 私のほうからは、令和6年度神田一橋中学校通信教育課程の出願状況について、口頭にてご報告させていただきます。

令和6年度の生徒募集につきましては、10月2日から11月16日まで出願を受け付け、本科生の出願者はおりませんでした。別科生は5名の出願がございました。また、本年度学んでいただいている別科生18名の方に令和6年度について意向確認をしたところ、全員の18名が来年度も学びたい、更新したいという意思をお示ししてございます。

なお、今後の日程でございますが、明日12月2日土曜日に入学者選考を実施し、来年度の新規入学者を決定する予定となっております。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。この件に関し、質問はございますか。

○牛尾委員 別科生5人がまた出願するというので、よかったなと思います。

ちょっと素朴な疑問なんですけれども、本科生の場合は当然ながら3年間で卒業となりますよね。でも、別科生の場合は、毎年毎年、何年でも学べるよという形になるのか、それとも3年間なら3年間になるのか、その辺はいかがですか。

○大塚学務課長 ご質問の別科生の方は、1年ごとの更新となっていて、1年修了した時点で修了証という形で、学んだことへの証というか、修了証を出しております。

一応、1年、2年、3年と3か年で別科生の方も学んでいただくということを基本としております。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 はい。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後2時54分閉会